

官報

号外 昭和二十五年七月二十七日

○第八回参議院會議錄第九号

昭和二十五年七月二十六日(水曜日)午前
十時二十四分開議

議事日程 第八号

昭和二十五年七月二十六日

午前十時開議

- 第一 兩院法規委員辭任の件
- 第二 地方財政委員會委員任命につき事後承認の件
- 第三 日本國有鉄道監理委員會委員任命につき事後承認の件
- 第四 運輸審議會委員任命につき事後承認の件
- 第五 日本銀行政策委員會委員の任命に關する件
- 第六 阿波丸事件の見舞金に關する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第七 昭和二十五年における教育委員會の委員の定例選舉の期日の特例等に關する法律案(内閣提出)
- 第八 商品取引所法案(内閣提出) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は助議を省略いたします。

去る二十二日議員から左の質問主意書を提出した。

酒橋引下げに關する質問主意書(駒井藤平君提出)

一昨二十四日議員内村清次君外一名から委員會審査省略の要求書を附して左

官報号外 昭和二十五年七月二十七日 参議院會議錄第九号 議長の報告

の議案を提出した。

日本國有鉄道の本州及び九州における地方組織改革実施延期に關する決議案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

同日議長から、大蔵大臣、通商産業大臣及び經濟安定本部總務長官宛左の決議を送付した。

電源開発に對する対日援助見返資金融資の促進に關する決議

同日各委員會において當選した理事は左の通りである。

予算委員會 理事 櫻内 義雄君(中井光次君の補欠)

決算委員會 理事 岩沢 忠恭君(池田七郎兵衛君の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出した。

阿波丸事件の見舞金に關する法律案可決報告書

商品取引所法案修正議決報告書

去る二十二日内閣總理大臣に左の者を第八回國會政府委員に任命することを承認した旨同答した。

國家地方警 藤田 增巳君

國家地方警察 本部次長 柏村 信雄君

特別調達庁次長 堀井 啓治君

特別調達庁 財務部長 川田 三郎君

建設省住宅局長 伊東 五郎君

一昨二十四日内閣總理大臣から、外務大臣官房會計課長千葉皓君外五名(前

揭議長承認の通り)を第八回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日内閣總理大臣から、新聞出版用紙割當審議會委員に左記の者を任命することについて國會法第三十九條但書の規定により國會の議決を求めたい旨の要求書を受領した。

記 赤木 正雄君

同日内閣總理大臣から、國立遺傳學研究所評議員會評議員に左記の者を任命することについて國會法第三十九條但書の規定により國會の議決を求めたい旨の要求書を受領した。

記 野田 卯一君

同日本院は、地方行政調査委員會委員に湯河元成君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、兩議院は地方行政調査委員會委員に湯河元成君を任命することに同意したことを内閣に通知し

た旨の通知書を受領した。
同日各委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は昨二十五日これを承認した。

日本國有鉄道の機構に關する調査承認要求書

一、事件の名稱 日本國有鉄道の機構に關する調査

一、調査の目的 日本國有鉄道は國家の動脈にして、その機構の当否は、國家の産業、經濟の發展並びに民生の安定に大なる影響を及ぼすのみならず、企業体としての日本國有鉄道の今後の運営を左右する問題であるから、あらゆる角度から之が研究を行い検討を加ふ。

一、利益 企業体としての日本國有鉄道の高率率の運賃及び國家の産業、經濟の發展並びに民生の安定に寄與する。

一、方法 政府機關及び民間有識者より意見を聴取し、資料を蒐集し調査研究する。

一、期間 第八回國會開會中

右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十五年七月二十四日

運輸委員長 佐々木鹿藏

參議院議長佐藤尚武殿

行政機構の整備に關する調査承認要求書

一、事件の名稱 行政機構の整備に關する調査

一、調査の目的 現在までに行われた行政機構改革後に於て、行政機構が如何なる状態に整備されたか、又今後現在の行政機構を如何に改革すべきかを調査し、今後行

わるべき行政機構の刷新に資する。

一、利益 行政事務の能率を高め、延いては國費の節約に寄與する。

一、方法 關係方面より意見を聴取し、資料を蒐集し、必要に応じ实地調査を行う。

一、期間 今期國會開會中

右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十五年七月二十四日

内閣委員長 河井 彌八

參議院議長佐藤尚武殿

昨二十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員會に付託した。

主要食糧供出轉運物資の配給に伴う損失の補てんに關する法律案

農林委員會に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税關の支署及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

大藏委員會に付託

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の設置に關し承認を求めめるの件

厚生委員會に付託

低性能船舶買入法案

運輸委員會に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員會に付託した。

横濱國際港都建設法案(三浦寅之助君外二名提出)

神戸國際港都建設法案(松澤兼人君外二名提出)

同日衆議院から左の議案を提出した。

行政司法法案

明報告されるのであります。成る程本年五月期の失業保険給付人員数は四十一万五千人、日雇失業保険給付人員数は四万人、合計四十五万五千人となるのであります。現在我が国の失業者の正確なる数は失業保険給付人員数で言い現わすことは当を得たものではありません。何故ならば、失業給付金は六ヶ月打ち切りで、打ち切られた者が直ちに就職したとは絶対に言い得ないのであります。労働省の労働力調査によりまして、短時間就業者の数は次のように発表されておるのであります。一、完全失業者四十六万人、一、非求職者就業者四十六万人、一、一週三十四時間未満の就業者一千五百六十六万人、その内訳を示しますと、全然仕事をしない者は百十万人、一時間以上十九時間までの就業者四百九十七万人であります。二十時間以上三十四時間未満、これが五百四十九万人であります。合計千二百四十二万人であります。このうち二十時間以上三十四時間未満の者を除きまして六百九十三万人になるのであります。これに農林業方面の不完全失業者が約五百五十万人と見られておりますので、全産業の完全、不完全失業者総数は約一千二百万人を超えてる状態でありまして、これは労働省の労働力調査によつてこの数字が示されておるものであります。このうち職業安定所に職を求めに来た者の失業者数は、昨年の五月の十四万四千より毎月増加しておるのであります。本年二月は三十七万人にも達し、延人員は四百九十七万人となり、安定所による就職成功率は、最近の実績に徴しますと約二〇%を出ない極めて不成就と言われておるのであります。このように多数の失業

者が街の巷に溢れ、深刻なる様相を呈したことは、経済自立再建途上にある我が国経済政策の貧困より来たものと断じて差支ないと思ふものであります。(拍手)特に昨年より施行されたドッジ・ラインにより生じた企業整備による人員整理は、職業安定局労働市場調査課調べによりまして、昭和二十四年二月より二十五年度四月まで一年二ヶ月間で、一万二千五百七十七事業所において、五十四万七千三百十三人の整理者が出たと報告されておるのであります。その後も増加の一途を辿つておることは諸君が十分御承知の通りであります。企業整備時代におけるこれらの多くの企業者のうち、果してどの程度が再就職したかは不明であります。極めて就職困難であることは明らかであります。たとえ就職したとしても、多くの者は前職場の雇用条件より著しく低下した悪条件で就職しておるのであります。このことは単に本人達の雇用条件の低下だけでなく、生産能率性を極度に低下せしめ、国家経済の見地より見ても大なる損失を来たしていることは明らかであります。

只今申述べましたごとく、都市に農村に刻々失業者は増加の一途を辿り、これら多くの勤労大衆がまじめに生活を守らんがために職を求めて職業安定所に参りまして、約二〇%の就職率では、到底これらの人々は生きて行かないのであります。止むなく不安定な日雇労働に就労して、まじめに生き抜かんとおるのであります。一、日平均賃金全国平均百九十円の低賃金と、完全就労不可能な実情は、全国各地方の公共職業安定所を中心として、生かせる、食わせる、仕事を與えて、この要求の下に戦よせ運動が起きて来ていることは諸君の御承知の通りであります。昨年六、七月の二ヶ月では、百十二件、延五千四百一十一名が、本年の一月、二月の二ヶ月では、件数三百四十六、延人員二万二千九百七十五名で、件数は三倍、動員数は四倍、こういうふうには拡大され、尙この戦よせ運動は刻々と熾烈化し、所によつては不祥事件も生み、民主国日本のある方に一つの暗い影を投げかけているのが今日の実情であります。我々は民主国日本の再建のために、かかる事態を瞬時も放置することは断じて許されないのであります。真剣にこれらの事態のよつて来たるところの原因を深く追及し、検討し、失業問題解決のために全力を盡さなければなりません。失業問題が大きく論ぜられるに至つたことは、日本経済再建途上における経済政策の拙劣から生じた一大失策であります。(拍手)失業問題解決のために、現在政府が施行されておる数々の経済政策の修正と、思い切つた失業対策を確立しなければなりません。我々はお互いに過去の経済政策の面目に因り、再建することなく、敗戦窮乏の日本経済の基調として、国土資源に比し人口圧力の大きいこと、及び潜在失業群が古い社会機構、即ち農村、中小企業及び家族制度の中に累積されておる事実を確認して、経済の資本主義的合理性よりも社会的合理性の追求を先ず重視しなければならぬと存するものであります。

現在進行中のドッジ・ラインは、敗戦日本の経済基盤を無視して資本の合理性を貫く結果、経済の再生産規模を縮小せしめて、失業を増大し、他方、中小企業、農村を圧迫して、潜在失業者の生活を更に悲惨な方向に追いやり、社会不安の淵床を急速に作りつつあるものであります。従つてかかる政府のデフレ政策を根本的に修正し、あらゆる有効需要を喚起して、自主経済の規模を拡大しなければなりません。即ち工業及び農業の基礎投資を拡大し、雇用の増大を基本方針とし、このため予算の国債償還分を直接投資に廻し、金融を計画化し、社会化する等の財政金融政策を確立し、又貿易条件の改善等によつて輸出の振興を図り、雇を増大すべきであります。又古い社会経済機構の中に失業群が潜在するところ、日本の失業問題、低賃金問題の特質的課題が潜むのであるから、中小企業の合理化のための投資の拡大、農村の近代化のための基礎的農業投資は、單に当面の失業者吸収に役立つばかりでなく、労働問題の近代的解決のために絶対必要の政策だと私は信じておるものであります。これらの政策は逆に潜在失業の顕在化となるのであります。したが、これを近代的社会保障制度の確立を以て対処することが正しい解決法であります。敗戦日本の脆弱な国家財政の現状は、遺憾ながら十分な施行を阻むであらうが、如何なる困難を排しても一歩々々前進させて行くことのみが失業問題解決の鍵であり、近道であり、我々議員に與えられた大きな義務であると確信しておるものであります。尙これらの政策の能率的な推進のために職業安定行政の整備拡充が必要であります。

最後に、異例の人口過剰に悩む我が国の現状では、これが国内的解決には限界がありますので、移民を列国に懇請する努力も又絶対我が国の現状に必要であります。以上のごとき根本対策を立てると共に、目下の社会不安を一掃するために、緊急措置として政府みずから作つた機関である失業対策審議会案たる九十億円の追加予算の即時提出並びに日雇失業保険法の拡充等の努力を政府は擲うべきであります。甚だ簡略であります。以上を以て決議案の趣旨の説明に代えるものであります。何とぞ本決議案に各員の満場一致の御賛成あらんことを希望するものであります。決議案を最後に一回読み上げます。

緊急失業措置に関する決議案

最近における失業者の数は、月々激増し、失業問題は今や大きな社会問題となつてゐる。しかもこれに對し緊急、適切な措置が行われないために、社会不安は深刻化の一途を辿り、政府の局部的かつ不完全な失業対策に對しては、政府機関である失業対策審議会ですら、九十億円の予算追加を要求している実情である。

本院はここに、勤労大衆の生活安定と社会不安一掃のため、失業対策審議会案による九十億円の追加予算の御提出並びに日雇労働者に対する失業保険法の拡充等の緊急措置をとることを、政府に強く要望するものである。

右決議する。

以上であります。(拍手)

〔連うそ〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 山花君

○山花秀雄君 ちよつと只今の決議案の内容に若干誤り違ひがございました

から、甚だ恐縮ですが自席で修正さして頂きます。「追加予算の即時提出」「即時提出」であります。これを一つ皆さんに御了解願いたいと思ひます。

○議長(佐藤尚武君) 只今山花君の読まれた決議案は、かねて配付してある印刷の通りとお心得を願ひます。御了承願ひます。

別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に對し山村労働政務次官より発言を求められました。山村労働政務次官。

〔政府委員山村新治郎君登壇、拍手〕

○政府委員(山村新治郎君) 只今の御決議につきましては、政府といたしましては、決議の趣旨に副ひまして、一段と努力をいたす考えでございます。(本当かと呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、地方財政委員会委員任命につき、事後承認の件。

去る十七日、内閣総理大臣から、地方財政委員会委員に青木得三君、菊山嘉男君、上原六郎君、木村清司君及び野村秀雄君を任命したことについて、地方財政委員会設置法附則第四項並びに第五項の規定により本院の承認を求めて参りました。本件に關し承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、日本国有鉄道監理委員会委員任命につき事後承認の件。

去る十七日、内閣総理大臣から、日本国有鉄道監理委員会委員に阿部藤造君を任命したことについて、日本国有鉄道法第十二條の規定により本院の承認を求めて参りました。本件に關し承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、運輸審議会委員任命につき事後承認の件。

去る十七日、内閣総理大臣から、運輸審議会委員に太田三郎君及び松浦繁君を任命したことについて、運輸省設置法第九條の規定により本院の承認を求めて参りました。本件に關し承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、日本銀行政策委員会委員の任命に關する件。

去る十七日、内閣総理大臣から、日本銀行法第十三條の四の規定により、荷見安君を日本銀行政策委員会委員に

任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意を與えることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、阿波丸事件の見舞金に關する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

右
昭和三十五年七月十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

阿波丸事件の見舞金に關する法律案

見舞金を支給する。
(見舞金の支給を受ける遺族の範囲及び順位)

第三條 死亡者の遺族の範囲は、昭和二十年四月一日現在において死亡者と左の各号に掲げる親族關係にあつたものとし、その見舞金の支給を受ける順位は、当該各号の順によるものとする。但し、先順位の方が昭和二十年四月一日後に死亡した場合においては、同順位

の他の者又は次順位者をもつて見舞金を受ける者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の關係にあつた者を含む。)

二 子
三 父母
四 孫
五 祖父母
六 兄弟姉妹
(見舞金の額)

第四條 見舞金の額は、死亡者一人について七万円とする。但し、二人以上の死亡者について、一人の遺族が若しくは同順位において二人以上の遺族が見舞金の支給を受ける場合又は同順位において見舞金の支給を受ける遺族のいずれかがこれらの者が同順位者となる死亡者以外の死亡者についても見舞金を受ける者である場合においては、見舞金の額は、これらすべて

の死亡者について、死亡者が二人であるときは十二万円、三人以上であるときは十五万円とし、これらの額を死亡者の数で除して得た額を各死亡者についての見舞金の額とする。

(同順位の遺族が二人以上ある場合の見舞金の支給)

第五條 一人の死亡者について同順位において見舞金の支給を受ける遺族が二人以上ある場合においては、その死亡者についての見舞金は、これらの遺族に均分して支給する。

(見舞金の支給の請求)

第六條 第二條から前條までの規定によつて見舞金の支給を受けようとする者は、昭和二十六年一月三十一日までに、外務省令の定めるところにより、この法律の規定による見舞金を支給されるべき者であることを証する書類並びに同順位者の有無及び同順位者があるときはその氏名を記載した面書を添えて、外務大臣に對し、見舞金の支給を請求しなければならない。

2 外務大臣は、前項の請求を受けた場合に於いて、その請求をした者に他に同順位者があることを同項の添付書類によつて知つたときは、遅滞なく、その同順位者に対して見舞金の支給の請求があつた旨を通知しなければならない。

3 同順位者が二人以上ある場合においては、見舞金は、その全額を第一項の請求をした者に支拂うことができる。

4 第一項の期間内に見舞金の支給の請求をしなかつた者に対しては、見舞金は、支給しない。

(日本郵船株式会社に對する見舞金の支給)

第七條 日本郵船株式会社に對しては、見舞金千七百八十四万三千円を支給する。

附則

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました阿波丸事件の見舞金に関する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。昭和二十四年四月六日参議院及び衆議院において、阿波丸事件に基く日本国の請求権放棄に関する決議が採択せられ、政府に対して、国内措置として、本事件の犠牲者を慰撫するため適當の手段を講ずることを要望いたしましたことは御承知の通りであります。

政府はこの決議に基き、同船に乗つて死亡した者の遺族及び同船の所有者たる日本郵船会社に対し見舞金を支給することとし、その所要経費を二十五年度予算に計上しているものであります。この見舞金を受くべき遺族の範囲、順位、見舞金の額、支給手続、贈主に対する見舞金の支給等を規定したものがこの法律案の内容であります。尚、御参考までに見舞金額の大体を申し上げますと、死亡者一人につき七万円、日本郵船会社に対しては千七百八十四万三千円と定めてあります。遺族に対する分配の具体的方法については法案第四條につき御承知を願いたいと存じます。

本委員会は七月十八日同じく二十四日の両日に亘り慎重審議をいたし、先ず各委員と政府側との間に熱心なる質疑応答が行われましたが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。討論に入りまして、社会党の仲松委員より、阿波丸事件に關して日米間

に取決められた協定に關連し、この種國際協定と國會との關係につき言及された後に、本案に賛成の発言があり、討論を終局し、採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。(総員起立)

○議長(佐藤武吉) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤武吉) 日程第七、昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長堀越儀郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

右

同会に提出する。

昭和二十五年七月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案

(定例選挙の期日)

第一條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三條第六項の規定によつて昭和二十五年十月五日に行われるべき教育委員会の委員の定例選挙は、同項の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第二條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第三條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第四條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第五條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第六條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第七條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第八條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第九條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

第十條 公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和二十五年法律第百一号)第二十一條に規定する選挙で昭和二十五年十月五日に行われるべきものは、同條の規定にかかわらず、同年十一月十日に行ふ。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 教育委員会法の一部を次のように改正する。

第七十條第一項中「昭和二十五年十一月一日を昭和二十五年十二月一日」に改める。

○堀越儀郎君登壇、拍手

○堀越儀郎君 文部委員会に付託いたしました昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案、この法案の審議並びにその結果の概要を御報告いたします。

本法案の要点とするところを先ず申し上げます。すでに設置されてあるすべての都道府県及び一部の市町村の教育委員会の委員の定例選挙と、本年新たに設けられる市の教育委員会の委員の最初の選挙とは、公職選挙法並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律によりまして、本年十月五日に行われることになつてゐるのであります。而して教育委員会の委員の定例選挙は、半致の関係もあり、二年目ごとにその年の十月五日に行われることになつてゐるのであります。然るにその選挙期日を本年に限り十一月十日に繰延べることにすること、これに伴う教育委員会の成立期日を十二月一日に繰延べることに、現に教育委員会の委員の職にある者の半数は、十月四日にその任期が満了するのであります。本年に限つて十一月九日まで在任するものとすること、十一月十日に行われる選挙により選ばれた委員の任期の起算日は、同年十月五日とすること、この四点をその内容とするものであります。

その理由とすると、第一に、十月五日の定例期日より選挙を行うといひますれば、三十日前に期日の告示がせられて、十月一日以後は選挙運動が最も激しい時期となるのであるが、恰かも本年は国勢調査が十月一日現在で行われて、十月一日から数日間が調査員の活動時期となるため、選挙の公正を期することが困難である。次に、市町村における国勢調査と事務が重複いたしましたので、いずれの事務も正確を期し難いこと、第三、年度選挙人名簿作成の時期に當つておりますので、市町村の選挙管理委員会に繁忙に堪へないことなどの理由によりまして、十月五日に選挙を行うことは支障を來たすのであります。

而して国勢調査の期日を変更することとは妥當でありませんで、期日を繰上げることをいたしますれば、八月十五日に行われることに決定してゐる海軍漁業調整委員会の委員の最初の選挙と重複することになります。又選挙人名簿調査、国勢調査の予備調査の諸事務ともせり合ふことになり、従つて八月又は九月に繰上げることは困難である等の事情があり、止むを得ず十一月十日に繰延べることにいたしました。これに伴う関係事項の特例を制定したものであります。

文部委員会においては本法案について慎重に審議を重ねましたが、質疑応答の主なるものを申し上げます。教育委員会の委員の選挙のごとき重要な法律をしばしば変更することは、法の權威を損ひ、且つ教育制度の威信を傷つけるのではないかと質問に対し、特例

法を設けることは真に止むを得ない措置であるとの答弁でありました。明日の延期は、それまでに教育公務員特例法の改正及び地方公務員法の制定により、教育職員の政治活動に制限を附し、委員の選挙に教育の政治活動を阻止しようとする意向に基づく政治的の措置ではないかと質問に対し、教育の政治的活動については検討することがあるかも知れぬが、質問のような政治的意向を以て延期したものでなく、單に事務的の理由によるものであり、選挙もフェアに施行するよう努力するとの政府の答弁であつたのであります。

一応質問を終了いたしましたして、地方行政委員会からその代表の委員が二名本委員会に出席されて、種々質疑応答を重ねられ、かくて討論に入りました。が、若木、岩間、矢嶋委員からおのの反對の意見を述べられました。更に梅原、木村、谷口委員より政府の提案の理由とするところを諒とする賛成の意見が開陳されましたのであります。かくて討論を終りまして、表決の結果、多数の賛成を以て本案を採択することにいたしましたのであります。

右報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論の通告がござります。發言を許します。若木勝藏君。

〔若木勝藏君登壇、拍手〕

○若木勝藏君 私は日本社会党を代表いたしましたして本法案に反對の意見を表明するものであります。この法案は本年行われるべき教育委員会委員の選挙を一ヶ月余り延期するといふ一見簡単な法案のようでありましても、併しその意義は極めて重要なものを含んで

いるのであります。私はこの観点から反對の理由を明らかにしたいと思ひます。

政府の提案理由によりましても、教育委員会の選挙を極めて輕視しているのであります。元來教育委員会の職責は、我が国の教育制度の上から見まして軍大な立場を占めてゐることは御承知の通りであります。その重要な委員の選挙が國勢調査の事務に左右されるという事は、にわかに容認すべきことではないのであります。すでに教育委員会法を制定した當時におきまして、委員の選挙期日を十月五日とする場合、國勢調査の期日等は十分考慮された上に決定した筈であります。然るに今日に至つて兩者の期日が接近する

ために種々の支障を生ずる虞れがあるという理由で、その選挙期日を簡單に変更しようとするのは、不見識に甚だしと言わざるを得ないのであります。而もこの期日の変更によつてすでに定められてあるところの教育委員の任期に一月の異動を見るに至つては、委員の職務と教育行政の上に一種の空洞を生じまして、その甚弊に龜裂を與えるところの結果になるのであります。更にこれは法の權威という点から見ましても、甚だこれを疎かに扱つてゐるのであります。即ち政府の提案理由によりましても、現行法通りにすれば國勢調査と接近し、繰上げれば海軍省調査委員の選挙と衝突するなどと言つてゐるのであります。かくのごとき重要な法が四開の事情があることにその大本に動搖を與へることがきこえ、嚴に戒むべきことであると思ふのであります。(拍手)況んや國勢調査が四年乃至十年に行われるとすれば、その程度、特例法を用さなければならなくなつて来るのであります。

〔議長退席、副議長登壇〕
さういふことを予想するときに、本案の立法の趣旨は根柢薄弱にして又極めて安當性を欠くものであるといふことを言わざるを得ないのであります。

次にこの法案の審議に當つての質疑に際しまして、政府は教育の政治活動の制限には何ら関連するものでないことを表明されたのであります。けれども、勿論さうな意圖のあるべき筈はないと思ふものであります。政府の答弁がややとすれば教育の使命には身分について一定の制約が必要であるといふことを繰返してゐる現状から推しまして、この案に示された一ヶ月の延長は、結果において同一な事実が可能態として存在し得ることの濃度を高めるのであります。若し不幸にしてこの可能態が現実化されるに至つたならば、特に教育委員という性格から、一般に比べまして普遍的・民主的でないればならぬ選挙が偏頗に陥り、その結果は大切な教育行政の平衡を失うこととなるのであります。これは我が国の民主的發展に偉大な貢獻をなすつた現在の教育を再び好ましからぬ過去の教育に逆転せしむる契機を作るものであります。かくのごとき素因を胚胎するところの本法案は、我々の到底容認し得ないところであります。

以上の理由から現行法を主張いたしましたして本法案に反對いたしますものであります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) これにて討論の通告者の發言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三本治朗君) 日程第八、商品取引所法案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員長深川榮左エ門君。

審査報告書
商品取引所法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添へて、報告する。

昭和二十五年七月二十四日
通商産業委員長 深川榮左エ門
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
渡野 清雄 廣和興兵衛
松本 昇 駒井 藤平
古池 信三 重宗 雄三
上原 正吉 加藤 正人
結城 安次 山川 良一

附則第一項中「昭和二十五年八月一日」を「公布の日から起算して十五日を経過した日」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
重要商品の統制解除に伴い、商品の価格の形成及び流通その他の取引を公正にすると共に、商品の生産及び流通を円滑にするために、その根柢法として、現行の商

品取引所法を全面的に改正したもので、現在の経済の火情に即し概ね適切な措置と認めるが、施行期日昭和二十五年八月一日を公布の日から起算して十五日を経過した日に修正し本法運用の万全を期した。

二、事件の利害得失
商品価格の形成を公正にすると共に、商品の生産及び流通を円滑ならしめ、再建途上の産業経済に資する利益がある。

三、費用
この法律施行には別段費用は要しない。

商品取引所法案
右
国会に提出する。
昭和二十五年七月十三日
内閣総理大臣 吉田 茂

商品取引所法案
商品取引所法
目次
第一章 総則(第一條―第八條)
第二章 設立(第九條―第十八條)
第三章 登録の変更、取消及びまつ消(第十九條―第二十二條)
第四章 会員(第二十三條―第四十條)
第五章 商品仲買人(第四十一條―第五十四條)
第六章 機関(第五十五條―第七十一條)
第七章 計算(七十二條―第七十六條)
第八章 商品市場における売買取引(第七十七條―第九十

條)

條)

條)

條)

條)

條)

條)

條)

條)

條

第九章 商品市場における売買取引の受託（第九十一條―第九十七條）

第十章 解散及び清算（第九十八條―第一百條）

第十一章 登記（第一百零一條―第一百零八條）

第十二章 監督（第一百零九條―第一百二十五條）

第十三章 仲介（第一百二十六條―第一百三十四條）

第十四章 商品取引所取引紛争審査会（第一百三十五條―第一百三十六條）

第十五章 商品取引所評議会（第一百三十七條―第一百四十二條）

第十六章 雑則（第一百四十三條―第一百五十一條）

第十七章 罰則（第一百五十二條―第一百六十六條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより、商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「商品取引所」とは、一種又は数種の商品の先物取引を行うために必要な市場のための施設を開設することを

主たる目的としてこの法律に基いて設立されたものをいう。

2 この法律において「商品」とは、左に掲げるものをいう。

一 棉花

二 絹糸

三 綿布

四 乾繭

五 生糸

六 人造絹糸

七 ステープルファイバー糸

八 毛糸

九 ゴム

十 その他品質が比較的均等であつて大量の取引に適し、且つ、耐久性を有する物品のうち取引の状況を考慮して政令で定めるもの

3 この法律において「商品市場」とは、主として決済を将来において行い、且つ、この法律の規定に従つてされる商品の売買取引のために商品取引所が一種の商品ごとに開設する市場をいう。

4 この法律において「先物取引」とは、売買の当事者が商品取引所が定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において、当該売買の目的物となつてゐる商品及びその対価を現に授受するように制約される取引であつて、現に当該商品の転売又は買戻をしたときは、差金の授受によつて決済をすることが出来るものをいう。

5 この法律において「上場」とは、商品市場において売買取引の目的物とすることをいう。

6 この法律において「商品仲買人」とは、商品取引所の会員でこの法律により他人の委託を受けて商品市場において売買取引することを認められるものをいう。

（法人格及び組織）

第三條 商品取引所は、法人とする。

2 商品取引所は、会員組織とする。

3 商品取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

（業務の制限）

第四條 商品取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務以外の業務を営んではならない。但し、主務大臣の承認を得た場合は、商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他その業務に附帯する業務を営むことができる。

（住所）

第五條 商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第六條 商品取引所は、その名称中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所及び証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基いて設立された証券取引所以外の者は、その商号（名称を含む。以下同じ。）中に取引所又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（市場の開設の制限）

第七條 商品取引所（以下「取引所」という。）は、先物取引をする商品市場のための施設を開設することが出来る。

2 取引所は、当該取引所の上場商品として第九條第五項に規定する商品取引所登録簿に登録されている商品を売買取引する市場以外の市場を開設してはならない。

3 取引所は、一種の商品について二以上の商品市場を開設してはならない。

（商品市場類似施設の開設の禁止）

第八條 何人も、先物取引をする商品市場に類似する施設（証券取引法第二條第十二項に規定する有価証券市場を除く。）を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において売買してはならない。

（設立要件）

第九條 取引所を設立するには、上場すべき商品一種ごとに十人以上の者が發起人とならなければならない。

2 發起人は、この法律の施行地において一年以上継続して、その設立しようとする取引所を開設する商品市場に上場すべき商品の売買、売買の媒介、生産又は加工（以下「売買等」という。）を業として営んでゐる者でなければならない。

3 取引所は、その上場すべき商品一種ごとに二十人以上の会員がなければ、設立することができない。

4 二種以上の上場商品の売買等を業として営んでゐる者は、第一項、前項、第九十八條第一項第五号又は第九十九條に規定する發起人又は会員の数の計算について、当該商品の一種ごとに一人とみなす。

5 發起人が取引所を設立しようとするときは、主務省に備える商品取引所登録簿に登録を受けなければならない。

（定款記載事項）

第十條 發起人は、取引所の定款を作成し、これに左の事項を記載して署名しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地及び商品市場を開設する地

四 会員たる資格に関する事項

五 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員信託金、仲買保証金及び売買証拠金に関する事項

八 会員の経費の分担に関する事項

九 会員に対する制裁に関する事項

十 役員の数、任期及び選挙に関する事項

十一 会員総会（以下「総会」という。）に関する事項

十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程及び受託契約規則の拘束力に関する事項

十三 上場商品に関する事項

十四 事業年度

十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項

十六 公告の方法

十七 取引所の負担に帰すべき設立費用及び發起人が受けるべき

報酬の額

(加入申込証)

第十一條 取引所の会員にならうとする者は、加入申込証に住所及びその引き受けるべき出資口数並びにその者が商品市場において売買取引しようとする商品に記載して、これに署名しなければならぬ。

2 設立の際の加入申込証は、発起人が作り、左の事項を記載しなければならない。

一定款に記載した事項
2 発起人の氏名又は商号及び住所

3 出資の拂入の方法、期限及び場所

4 一定の時期までに創立総会が終らなかつたときは、加入の申込を取り消すことができること。

3 取引所の成立後の加入申込証は、理事長が作り、左の事項を記載しなければならない。

一定款を受けた年月日

2 定款に記載した事項

3 役員及び住所

4 出資の拂入の方法、期限及び場所

(創立総会)

第十二條 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、出資の全額の拂込が終了した者の数が第九條第三項に定める数以上に達したときは、前條第二項第三号に定める出資の拂込の期限となつてゐる日又は第九條第三項に定める数に達した日のうちいずれか遅い日後十日を経過した日から五日

以内に、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

3 創立総会においては、定款を修正することが出来る。但し、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。

4 創立総会における議事は、会員にならうとする者(その出資の全額の拂込が終了した者に限る。以下第五項及び第六項において同じ。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 会員にならうとする者は、創立総会において、出資口数にかかわらず、各自一箇の議決権を有する。

6 設立当時の役員は、定款で定めるところにより、創立総会において、会員にならうとする者が選挙する。この場合において、会員にならうとする者は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

7 第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主總會の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主總會の決議の取消又は無効の訴)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、商品取引所法第十二條第四項」と読み替

えるものとする。

(登録の申請)

第十三條 発起人は、第九條第五項の登録を受けようとするときは、創立総会終了後、遅滞なく、左に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 取引所の名称
二 事務所
三 上場商品
四 商品市場の所在の場所
五 役員及びその氏名
六 会員の氏名又は商号及びその者が商品市場において売買取引する商品

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一定款、業務規程及び受託契約

二 役員及びその氏名、戸籍抄本又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十條第一項に規定する証明書(以下「戸籍証明書」といふ。)及びその者が第二十四條第二項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 会員の氏名又は商号並びに本店又は主たる事務所及び支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所を記載した書面、その者が第二十四條第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による会員の純資産額に關

する調査

四 発起人が第九條第二項の規定に該当する者であることを誓約する書面

五 加入申込証
六 出資の拂込があつたことを証する書面

七 創立総会の議事録
(登録及びその通知)

第十四條 前條第一項の規定による登録の申請があつた場合において、第十五條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日までに、商品取引所登録簿に前條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否及び聴聞)
第十五條 主務大臣は、第十三條第一項の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一定款、業務規程若しくは受託契約規則の規定若しくは設立の手続が法令に違反しているとき、又は定款、業務規程若しくは受託契約規則に規定する売買取引の方法若しくは管理、会員の資格、商品市場の所在の場所その他の事項が不適当であつて、商品市場における売買取引の公正を確保するため若しくは委託者を保護するため十分でないとき。

いとき。

二 当該取引所がこの法律に適合するように組織されるものでないとき。

三 登録申請書又は第十三條第二項各号に掲げる書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があるとき、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

四 当該取引所の設立される地方における当該上場商品の取引高が当該上場商品の公正な相場を形成するには不十分であるため、又は既に設立されている取引所で当該商品を上場商品とするものの分布状況若しくは当該商品に係る統制の状況に照らし、当該取引所を設立することが適当でないとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、登録申請者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與へなければならぬ。

3 前項の場合において、主務大臣は、聴聞される者が正当な理由がないのに聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる。

4 主務大臣は、第二項の通知をする場合においては、聴聞の事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。

5 第二項の聴聞は、すべて公開しなければならない。但し、聴聞さ

れる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

6 主務大臣は、第二項の聴聞を行うため必要があると認めるときは、参考人の出席を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出席を求めて鑑定をさせることができる。

7 主務大臣は、第一項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、理由を示し、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(成立の時期)

第十六條 取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

(理事長への事務引継)

第十七條 発起人は、第十四條第一項の登録があつたときは、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(商法の準用)

第十八條 商法第九十三條、第九十四條、第九十六條(発起人の責任)及び第九十七條(発起人に対する訴)の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條(設立の無効の訴)の規定は、取引所の設立について準用する。この場合において、商法第九十六條中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第九十七條中「資本十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。

第三章 登録の変更、取消及びまつ消

第十九條 取引所は、第十三條第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び左に掲げる書類を添附しなければならない。但し、その変更が第十三條第一項第二号に係るものであるときは、この限りでない。

一 変更の届出が新たに会員となつたものに係るものであるときは、その者の氏名又は商号並びに本店又は主たる事務所及び支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が第二十四條第一項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面及び会員となつた日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調査

二 変更の届出が会員の商品市場において売買取引する商品の追加に係るものであるときは、変更の届出日前三十日以内の日の現在における第二十五條第一項の規定による純資産額に関する調査

三 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

第十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

3 第十四條並びに第十五條第一項第三号及び第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による登録の変更の届出について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「変更届出書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「変更届出者」と、第十五條第一項第三号中「第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第十九條第二項の規定による添附書類」と、同條第二項中「登録申請者」とあるのは「変更届出者」と、その旨を通知し、変更届出者にその旨を通知し、変更届出者の役員」と読み替へるものとする。

(申請による登録の変更)

第二十條 取引所は、第十三條第一項第三号及び第四号に掲げる事項について変更しようとするときは、その旨を記載した登録変更申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録変更申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 変更の申請が上場商品の追加に係るときは、新たに上場しようとする商品一種ごとに、当該商品を商品市場において売買取引する資格を有する会員及び当該会員にならうとして、その引き受けた出資の全額の拂込を終了した者の合計数が二十人以上あることを証する書面

二 変更の申請が上場商品の一部の上場廃止に係るときは、その廃止の理由を記載した書面

三 変更の申請が商品市場の所在の変更の理由に係るときは、その変更の理由を記載した書面

3 第十四條及び第十五條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」と、第十五條第一項第三号中「第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」と、同條第四号中「当該取引所を設立すること」とあるのは「当該上場商品を追加すること」と、同條第二項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」とあるのは「登録変更申請者」とあるのは「登録変更申請者の役員」と読み替へるものとする。

以上あることを証する書面

二 変更の申請が上場商品の一部の上場廃止に係るときは、その廃止の理由を記載した書面

三 変更の申請が商品市場の所在の変更の理由に係るときは、その変更の理由を記載した書面

3 第十四條及び第十五條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第十四條第一項及び第十五條第一項第三号中「登録申請書」とあるのは「登録変更申請書」と、第十四條第二項及び第十五條第七項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」と、第十五條第一項第三号中「第十三條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十條第二項各号に掲げる書類」と、同條第四号中「当該取引所を設立すること」とあるのは「当該上場商品を追加すること」と、同條第二項中「登録申請者」とあるのは「登録変更申請者」とあるのは「登録変更申請者の役員」と読み替へるものとする。

(登録の取消等)

第二十一條 主務大臣は、第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消す場合を除く外、左の各号の一に該当するときは、取引所の登録を取り消し、又は登録に係る事項の一部の変更を命ずることができる。

一 取引所が正当な理由がないのに商品市場を開設することができなくなつた日から三月以内に上場商品の全部若しくは一部について商品市場を開設しないとき、又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添附書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所」と読み替へるものとする。

部について商品市場を開設しないとき、又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添附書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所」と読み替へるものとする。

(登録のまつ消)

第二十二條 主務大臣は、前條若しくは第二百一十一條第一項第一号の規定により取引所の登録を取り消したとき、又は第九十八條第二項の規定による届出があつたときは、商品取引所登録簿につき、当該取引所に関する登録をまつ消しなければならない。

第四章 会員

(会員の資格)

第二十三條 取引所の会員たる資格を有する者は、この法律の施行地において、当該取引所の上場商品(当該商品の主たる原料となつて

部について商品市場を開設しないとき、又は引き続き三月以上上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止したとき。

二 第十三條第一項の登録申請書、第十九條第一項の変更届出書若しくは前條第一項の登録変更申請書又はこれらの書面の添附書類の記載事項のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したとき。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所にその旨を通知し、当該取引所の役員」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「当該取引所」と読み替へるものとする。

いる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。以下第二項において同じ。）の売買等（証券業者がする売買等を含む。以下第二項において同じ。）を業として営んでいる者に限る。

2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡の日から三月を経過する日までに、被相続人が商品市場において売買取引していた上場商品の売買等を業として営むこととなつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。

3 前項の場合において、相続人が数人あるときは、その相続人全員の同意をもつて選定された一人の相続人に対してのみ、同項の規定を適用する。

（欠格条件）

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、会員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法第五章（第百十一條及び第百十八條を除く）、第百八十七條第一項若しくは第百九十一條の規定に係る罰則の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により商品仲買人の

登録を取り消され、又は第百二十二條の規定による除名を命ぜられ、その処分の日から五年を経過するまでの者

四 法人である商品仲買人が第五十二條第一項第二号若しくは第二項第二号又は第百二十三條の規定により登録を取り消され、又は法人である会員が第百二十三條の規定による除名を命ぜられた場合において、当該処分があつた日前三十日以内に当該法人を代表する役員であつた者が当該法人がその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

五 第百二十二條若しくは第百二十三條又は第百三十三條第一項の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

六 第百四十三條第一項又は証券取引法第百八十七條第一項の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までの一に該当するもののあるもの

2 合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、前項第二号、第三号及び第六号の規定の適用については、当該合併に因り消滅した法人と同一の法人とみなす。

（資産上の要件）

第二十五條 取引所は、その定款を

もつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する会員の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情を考慮して、商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 会員が二種以上の商品の商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品について前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをもつてその会員の純資産額の最低額とする。

3 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員が商品市場における売買取引の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、取引所は、遅滞なく、前項の規定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

もつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する会員の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情を考慮して、商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 会員が二種以上の商品の商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品について前項の純資産額の最低額のうち最も多い額のものをもつてその会員の純資産額の最低額とする。

3 会員の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における売買取引を停止し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員が商品市場における売買取引の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、取引所は、遅滞なく、前項の規定による売買取引の停止を解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 二種以上の商品の商品市場において売買取引する会員で第三項の規定により売買取引を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額に満たないが、停止前にその売買取引をしていた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該会員が前項に規定す

る期間内に当該最低額に係る商品のみを商品市場において売買取引することを取引所に申し出たときは、取引所は、遅滞なく、第三項の規定による売買取引の停止を当該商品について解除し、且つ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

6 第三項の場合において、会員の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、会員が前項の規定による申出をしないときは、取引所は、遅滞なく、当該会員を除名しなければならない。

7 取引所は、第三項の規定によりその売買取引を停止したとき、又は前項の規定により会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

8 第一項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

（出資）

第二十六條 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産であることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員は、出資口数にかかわらず、總會において各自一箇の議決権を有する。

5 取引所の債務に対する会員の責任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。

（経費の賦課）

第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。

（加入）

第二十八條 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の拂込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。

2 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者で取引所成立の時までに前項に規定する拂込の終了しない者については、取引所成立の時に加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時に会員となる。

4 取引所は、会員たる資格を有する者が取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、

任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。

（経費の賦課）

第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。

（加入）

第二十八條 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額の拂込が終了したものは、その取引所成立の時に会員となる。

2 取引所の設立の際取引所に加入しようとする者で取引所成立の時までに前項に規定する拂込の終了しない者については、取引所成立の時に加入の申込を取り消したものとみなす。

3 成立後の取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の拂込及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受及び取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支拂を終了した時に会員となる。

4 取引所は、会員たる資格を有する者が取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、

任は、第二十七條の規定による経費の負担及び第三十六條第三項の規定による損失額の負担の外、その出資額を限度とする。

6 会員は、出資の拂込について、相殺をもつて取引所に対抗することができない。

（経費の賦課）

第二十七條 取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 前條第六項の規定は、前項の経費の拂込について準用する。

その加入を拒んではならない。
(持分の譲渡)

第二十九條 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡することができる。

2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の承継)

第三十條 会員が死亡し、又は合併に因り解散した場合において、その相続人若しくは受遺者又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人(以下本條において「相続人等」という。)が会員であるときは、その者は、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を取引所に通知しなければならない。

2 前項の場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、加入につき、取引所の承諾を得て、被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継することができる。

3 前項の場合において、相続人等が被承継人の持分及びその持分についての被承継人の権利義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡又は解散の時において会員になつたものとみなす。

4 第一項又は第二項の場合において

て、相続人又は受遺者が数人あるときは、その相続人若しくは受遺者全員の同意をもつて選定された一人の相続人又は受遺者に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)
第三十一條 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)
第三十二條 会員は、六十日前までに予告して、取引所を脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(当然脱退)
第三十三條 会員は、前條及び第三十五條第一項に規定する場合の外、左の事由に因つて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 その者が売買取引する商品市場のすべてが第九十九條の規定により閉鎖されたこと。

三 持分全部の譲渡
四 死亡又は解散
五 除名

(除名)
第三十四條 会員の除名は、第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十八條第一項に定める総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、取引所は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもちてその者に対抗することができない。

(持分の差押に因る脱退)
第三十五條 会員の持分を差し押えた債権者は、その会員を脱退させることができる。但し、取引所及び会員に対し六十日前までに予告しなければならない。

2 商法第九十條(持分差押の効力)及び第九十一條第二項(予告の失効)の規定は、前項の場合について準用する。

(持分の拂戻)
第三十六條 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の拂戻を受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当り、取引所の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、取引所は、定款で定めるところにより、その負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効に因つて消滅する。

5 脱退した会員が取引所に対する債務を完済するまでは、取引所は、持分の拂戻を停止することができる。

(脱退前にした売買取引の決済の結了)
第三十七條 会員が脱退した場合において、その会員が商品市場における売買取引の決済を結了していないときは、取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員(当該商品市場において売買取引することができ他の会員に限る。以下本條において同じ。)をして当該売買取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその一般承継人(会員たるものを除く)は、当該売買取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員とみなす。

3 第一項の規定により取引所が他の会員をして当該売買取引の決済を結了させるときは、本人又はその一般承継人と当該会員との間には委任契約が成立しているものとみなす。

4 第一項の規定により取引所が本人の一般承継人又は他の会員をして当該売買取引の決済を結了させる場合において、当該売買取引が委託に係るものであるときは、当該一般承継人又は当該会員と当該売買取引の委託者との間についても、また前項と同様とする。

(会員信託金)
第三十八條 会員は、定款で定めるところにより、取引所に対し、当該会員が商品市場において売買取引する商品ごとに会員信託金を預託しなければならない。

2 会員は、前項の会員信託金を預

託した後でなければ、商品市場において売買取引をしてはならない。

3 会員信託金は、有価証券(国債証券、地方債証券又は証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券若しくは株券のうち取引所が主務大臣の承認を受けて指定するものをいう。)をもつて、これに充てることができる。

4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参し、或して政令で定めるところにより算出した価格をこえてはならない。

5 商品仲買人に対して商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権に關し、当該商品市場において売買取引する商品についての当該商品仲買人の会員信託金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

6 前項の優先弁済を受ける権利が互に競合するときは、会員でない委託者の有する権利は、会員たる委託者の有する権利に對し優先する。

(帳簿の区分整理及び保存)
第三十九條 会員は、主務省令で定めるところにより、商品市場における売買取引と商品市場外における売買とを帳簿上区分して経理し、且つ、帳簿その他業務に關する書類を保存しておかなければならない。

(制裁規程)
第四十條 取引所は、その定款において、会員が、この法律、この法律に基く命令、これらの法令に基

いて主務大臣の処分若しくは当該取引所の定款、業務規程、受託契約等則その他の規則に違反した場合、又は法令で取引の信託則に背反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保するため必要があると認めるときは、当該会員に対し、十万円以下の過怠金を科し、若しくはその者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する旨を定めなければならない。

第五章 商品仲買人

(商品仲買人の要件)

第四十一條 商品市場において売買取引をすることができ商品仲買人は、当該商品市場において売買取引をすることができ会員であつて、取引所に主務省に備える商品仲買人登録簿に登録を受けたものに限る。

(資産上の要件)

第四十二條 取引所は、その定款をもつて、上場商品ごとに、商品市場において当該商品を売買取引する商品仲買人の純資産額の最低額を定めなければならない。但し、当該最低額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して商品ごとに政令で定める額を下つてはならない。

2 商品仲買人が二種以上の商品商品市場において売買取引する場合においては、それぞれの商品についての前項の純資産額の最低額の

うち最も多い額のものをもその商品仲買人の純資産額の最低額とする。

3 商品仲買人の純資産額が前二項の規定による最低額を下ることとなつたときは、主務大臣は、理由を示し、遅滞なく、当該商品仲買人に商品市場における売買取引の受託の停止を命じ、且つ、その旨をその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該商品仲買人が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上に回復したときは、主務大臣は、前項の規定による受託の停止を解除しなければならない。

5 二種以上の商品について委託を受けて商品市場において売買取引する商品仲買人が第三項の規定により売買取引の受託を停止されたものの純資産額が第二項の規定による最低額には満たないが、停止前にその売買取引していた商品のいずれかについての第一項の規定による最低額以上である場合において、当該商品仲買人が前項に規定する期間内に当該最低額に係る商品のみを委託を受けて商品市場において売買取引することについての届出書を主務大臣に提出したときは、主務大臣は、第三項の規定による売買取引の受託の停止を当該商品について解除しなければならない。

6 第三項の場合において、商品仲買人の純資産額が第四項に規定する期間内に第一項の規定による最低額以上に回復しないとき、又は第四項に規定する期間内に第二項の規定による最低額以上に回復せず、且つ、商品仲買人が前項の規定による届出をしないときは、主務大臣は、当該商品仲買人の登録を取り消さなければならない。

7 第五項の場合において、第三項の規定による売買取引の受託の停止を解除されない商品については、主務大臣は、第四項に規定する期間経過後なるべくすみやかに当該商品仲買人に關する登録事項中当該商品に係る部分をまつ消ししなければならない。

8 主務大臣は、第四項若しくは第五項の規定により受託の停止を解除したとき、第六項の規定により登録を取り消したとき、又は前項の規定により登録事項をまつ消したときは、理由を示し、遅滞なく、その旨を本人及びその者の所屬する取引所に通知しなければならない。

9 第十五條第二項から第六項までの規定は、第三項から第七項までの規定により主務大臣が受託の停止を命じ、若しくは解除し、又は登録事項をまつ消する場合について、第二十五條第八項の規定は、第一項の純資産額の計算について適用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」その旨を通知し、登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人（法人である場合には、その役員）」と読み替へるものとする。

(商品仲買人の特權)

第四十三條 商品仲買人以外の者は、商品市場における売買取引の委託を受けることができない。

(登録の申請)

第四十四條 商品仲買人になろうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書をその者が商品仲買人として売買取引しようとする商品市場を開設する取引所ごとに作製し、その者の所屬する当該取引所を経由して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 本店又は主たる事務所及び商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所又は事務所の名称及び所在の場所

三 その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品及び当該商品市場を開設する取引所の名称

四 法人であるときは、その資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）及び役員の名

五 個人であるときは、その者の氏名

2 前項の場合において、当該取引所は、登録申請者が前項第三号の商品を商品市場において売買取引することができる会員であるときは、これを受理し、遅滞なく、主務大臣に送付しなければならない。

3 第一項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款、当該法人の登記簿の謄本、役員の名簿及び戸籍抄本又は戸籍証明書並びに当該法人が第二十四條第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に關する調査

二 個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人。以下本号において同じ。）の履歴書及び戸籍抄本又は戸籍証明書、その者が第二十四條第一項第一号から第六号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面並びに第四十二條第一項に規定する純資産額に關する調査

4 前項各号の純資産額に關する調査は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作製したものでなければならない。

(登録及びその通知)

第四十五條 前條第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、第四十八條の規定により登録を拒否する場合を除く外、主務大臣は、登録申請書を受理した日から六十日を経過した日まで、商品仲買人登録簿に前條第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を登録しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者及びそ

外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第二十四條第一項第一号、第二号若しくは第六号から第八号までの一に掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録當時第二十四條第一項各号の一に掲げる者に該当していたことが判明したとき。

二 不正の手段により第四十五條第一項の規定による登録を受けたとき。

2 主務大臣は、第二百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消す場合を除くの外、商品仲買人が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十六條第一項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

二 商品仲買人が正当な理由がないのに受託業務を開始することができるとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

3 第十五條第二項から第六項まで及び第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による登録の取消について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者とあるのは、当該商品仲買人にその旨を通知し、当該商品仲買人（法人である場合には、その役員）と、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読

み替えるものとする。
(登録のまつ消)

第五十三條 主務大臣は、左の各号に掲げる場合においては、商品仲買人登録簿につき、当該商品仲買人に関する登録をまつ消しなければならない。

一 第四十二條第六項、前條第一項若しくは第二項又は第二百二十三條の規定により商品仲買人の登録を取り消したとき。

二 第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項の規定による届出があつたとき。

三 主務大臣が第五十一條第一項第二号若しくは第三号又は同條第二項各号に掲げる場合に該当するものと認めて商品仲買人又は同條第二項各号に掲げる者に通知して、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のため証拠を提出する機会を與へた後、その事実を確認したとき。

2 前項の規定による登録のまつ消は、同項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において、主務大臣が当該各号に規定する日から三十日に満たない期間を定めて当該商品仲買人に通知したときは、その期間を経過するまでは、しないことができる。

一 前項第二号に掲げる場合において、主務大臣が当該届出を受理した日

二 前項第三号に掲げる場合において、主務大臣が当該事実を確認した日

3 第十五條第三項から第六項までの規定は、第一項第三号の規定により職權をする場合について、第四十五條第二項の規定は、第一項第二号及び第三号に規定する事由に因り登録をまつ消した場合について準用する。この場合において、第四十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「当該商品仲買人」と読み替へるものとする。

(帳簿の区分整理)
第五十四條 商品仲買人は、第三十九條の規定により区分整理する場合において、商品市場における売買取引についても、主務省令で定めるところにより、自己の計算による売買取引と委託者の計算による売買取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第六章 機関
(役員)
第五十五條 取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人
理事 二人以上
監事 二人以上

(役員の種類)
第五十六條 理事長は、取引所を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、取引所を代表し、理事長を輔佐して取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、取引所の事務を監査する。
(役員欠格条件)
第五十七條 第二十四條第一項第一

号から第六号までの一に掲げる者に該当する者は、役員になることができない。

(役員選挙)
第五十八條 役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会において、会員が選挙する。

2 前項の場合において、会員は、出資口数にかかわらず、各自一箇の選挙権を有する。

(役員任期)
第五十九條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえることができない。

(仮理事及び仮監事)
第六十條 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(役員解任の請求)
第六十一條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半數以上が出席する総会において、出席会員の過半數の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定

款若しくは業務規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與へなければならない。

(役員兼職禁止)
第六十二條 役員は、他の取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつていない取引所の監事と、監事は、その者が監事となつていない取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)
第六十三條 取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が取引所を代表する。取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備置及び閲覧)
第六十四條 理事長は、定款、業務規程及び総会の議事録を取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない

- い。
一 氏名又は商号及び住所
二 加入年月日
三 出資口数、出資金額及びその拂込年月日
四 商品市場において売買取引する商品
五 商品仲買人であるときは、その旨、登録年月日及びその者が委託を受けて商品市場における売買取引をすることが出来る商品

3 会員及び取引所の債権者は、事業時間内いつでも、理事長に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(民法及び商法の準用)
第六十五條 商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係)、第二百六十六條(取締役の連帯責任)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の免除)の規定は、理事長、理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の職務の執行及び会社の代表)、第二百六十七條、第二百六十八條(取締役に対する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事長及び理事について、同法第二百七十四條、第二百七十五條(報告の徴収及び書類の調査等)、第二百七十八條(取締役と監査役の連帯責任)及び第二百七十九條(監査役に対する訴)の規定は、監事について

準用する。この場合において、商法第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。
(総会の招集)
第六十六條 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時総会を招集することができる。
3 会員が総会員の五分一以上の者の連署をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
4 理事長の職務を行う者がなく、又は前項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。
5 前項の場合において、監事の職務を行う者がなく、又は監事が正当な理由がないのに前項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、総会を招集することができる。
6 総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、その通知を発しなければならない

い。但し、第二項から前項までに規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。
7 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載しなければならない。
(総会の決議事項)
第六十七條 この法律に特別の定があるものの外、左の事項は、総会の決議を経なければならない。
一 財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
二 経費の賦課及び徴収の方法
三 その他定款で定める事項(第二十五條第六項の規定による会員の除名及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする会員の除名を除く。)

(総会の特別決議事項)
第六十八條 左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。
一 定款の変更
二 解散
三 会員の除名(第二十五條第六項の規定によつてする場合及び第二百二十二條の規定による主務大臣の命令に基いてする場合を除く。)

2 取引所は、その定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
(総会の議事)
第六十九條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。
4 総会においては、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。
(議決権の代理行使)
第七十條 会員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて議決権を行うことができる。
2 前項の規定により議決権を行う者は、総会に出席したものとみなす。
3 第一項の代理人は、会員でなければならない。
4 第一項の代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。
(商法の準用)
第七十一條 商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十五條(第一項第一号から第三号までを除く。)(取締役又は監査役の責任の免除の特別決議)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効の訴)の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十

三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百四十五條第二項において準用する第二百六十八條第一項及び第二百七十九條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「会員である五分の一以上の者」と読み替へるものとする。
第七章 計算
(会員信託金等の運用方法)
第七十二條 取引所は、左の方法によるの外、会員信託金又は仲買保証金として預託を受けたものを運用することができない。
一 国債証券又は地方債証券の買入
二 銀行への預け金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
2 取引所は、前項第三号の金銭信託をしようとするときは、当該取引所を元本及び利益の受益者とするとして当該信託会社又は信託業務を営む銀行と契約しなければならない。
(損失てん補準備金)
第七十三條 取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。
2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
(剰余金の配当禁止)
第七十四條 取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、会員として総会の決議に加わる権利を有しない。
4 総会においては、第六十六條第六項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。
(議決権の代理行使)
第七十條 会員は、定款で定めるところにより、代理人をもつて議決権を行うことができる。
2 前項の規定により議決権を行う者は、総会に出席したものとみなす。
3 第一項の代理人は、会員でなければならない。
4 第一項の代理人は、代理権を証する書面を取引所に差し出さなければならない。
(商法の準用)
第七十一條 商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十五條(第一項第一号から第三号までを除く。)(取締役又は監査役の責任の免除の特別決議)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効の訴)の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十五條第一項及び第二百四十七條第一項中「第三百四十

(決算関係書類の提出)
第七十五條 理事長は、通常總會の
会日の二週間前までに、財産目
録、貸借対照表、損益計算書、業
務報告書及び剰余金処分案又は損
失処理案を監事に提出しなければ
ならない。

(商法の適用)
第七十六條 商法第二百八十二條か
ら第二百八十五條まで(会社の計
算)の規定は、取引所の計算につ
いて適用する。この場合におい
て、商法第二百八十二條第一項又
は第二百八十三條第一項中「前條
ニ掲グル書類又は」第二百八十一
條ニ掲グル書類」とあるのは「商品
取引所法第七十五條に規定する書
類」と読み替へるものとする。

第八章 商品市場における売
買取引
(取引資格)
第七十七條 商品市場における売買
取引は、その市場を開設する取引
所の会員であつて、第十四條第一
項の規定により当該商品市場に上
場する商品を売買取引する旨の登
録がしてあるものでなければなら
ない。

(業務規程)
第七十八條 取引所は、その業務規
程において、左に掲げる事項に関
する細則を定めなければならない。

一 売買取引の種類及び期限
二 立会の開閉
三 立会の停止
四 売買取引の締結の方法
五 受渡その他の決済の方法
六 前各号に掲げる事項の外、売
買取引に關し必要な事項

2 取引所は、その業務規程を変更
したときは、遅滞なく、その旨を
主務大臣に届け出なければならない。

(売買証拠金)
第七十九條 取引所は、定款で定め
るところにより、会員をして、商
品市場における売買取引につい
て、売買証拠金を預託させること
ができる。

2 前項の売買証拠金は、定款で定
めるところにより、第三十八條第
三項に規定する有価証券又は当該
商品市場における上場商品の保管
を証する倉庫証券をもつて、これ
に充てることができる。

3 第三十八條第四項の規定は、前
項の有価証券又は倉庫証券の充用
価格について適用する。

(商品の格付)
第八十條 上場商品の格付の方法、
格付表その他格付に關する事項
は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場
における売買取引のために、当該
商品の等級について定められた固
定規格があるときは、取引所は、
これに従わなければならない。

3 会員は、取引所が業務規程で定
めるところにより行う格付に従わ
なければならない。

4 取引所は、格付人を選任する必
要がある場合においては、当該取
引所の会員以外の者のうちから選
任しなければならない。

5 前項の格付人は、取引所の使用
人としなければならない。

(売買取引の決済)
第八十一條 商品市場における売買
取引の決済は、業務規程の定める
ところにより、取引所を経由しな
ければならない。

2 前項の決済に關する事務は、取
引所自ら行ななければならない。
(売買取引の決済の繰延の禁止)
第八十二條 商品市場における売買
取引は、取引所の格付の遅延その
他取引所につき生じた事由による
場合を除く外、その履行期を繰
り延べて決済してはならない。

(立会の臨時の開閉等の届出)
第八十三條 取引所は、その成立後
最初に立会を行つたとき、及び臨
時に立会を開閉し、又は停止し、
若しくはその停止を解除したとき
は、遅滞なく、その旨を主務大臣
に届け出なければならない。

(債務不履行に因る損害賠償)
第八十四條 会員は、商品市場にお
ける売買取引に基く債務の不履行
に因る債権に關し、当該売買取引
の相手方たる会員の当該商品市場
において売買取引する商品につい
ての会員信託金及び仲買保証金並
びに当該商品市場における売買取
引についての売買証拠金につい
て、他の債権者に先だつて弁済を
受ける権利を有する。

2 第三十八條 項及び第四十七
條第三項の規定による商品市場に
おける売買取引の委託者が優先弁
済を受ける権利は、前項の規定に
かかわらず、同項の会員信託金及
び仲買保証金についての会員の權
利に對して優先する。

(総務取引高等の揭示及び公表)
第八十五條 取引所は、その開設す
る商品市場における毎日の総売買
取引高及び売買取引の成立価格を
その日に当該商品市場に掲示しな
ければならない。

2 取引所は、その開設する商品市
場における毎日の最高、最低及び
最終価格を表示する相場表をその
日に公表しなければならない。

(相場及び売買取引高報告書の提
出)
第八十六條 取引所は、主務省令で
定めるところにより、当該取引所
の開設する商品市場における毎日
及び毎月の相場及び売買取引高報
告書を作成し、これを主務大臣に
提出しなければならない。

(取引停止の場合における売買取
引の決済の結了)
第八十七條 第三十七條の規定は、
会員の商品市場における売買取引
がこの法律又は取引所の定款で定
めるところにより停止された場合
に適用する。

る商品市場における毎日の総売買
取引高及び売買取引の成立価格を
その日に当該商品市場に掲示しな
ければならない。

2 取引所は、その開設する商品市
場における毎日の最高、最低及び
最終価格を表示する相場表をその
日に公表しなければならない。

(相場及び売買取引高報告書の提
出)
第八十六條 取引所は、主務省令で
定めるところにより、当該取引所
の開設する商品市場における毎日
及び毎月の相場及び売買取引高報
告書を作成し、これを主務大臣に
提出しなければならない。

(取引停止の場合における売買取
引の決済の結了)
第八十七條 第三十七條の規定は、
会員の商品市場における売買取引
がこの法律又は取引所の定款で定
めるところにより停止された場合
に適用する。

(仮装売買、なれ合売買等の禁止)
第八十八條 何人も、左に掲げる行
為をしてはならない。

一 商品の所有権の移転を目的と
しない売買取引をすること。
二 仮装の売買取引をし、又は偽
つて自己の名を用いずに売買
取引をすること。

三 自己のする売付と同時に、
それと同価格において、他人が
当該商品を買付付けることをあ
らかじめその者と通謀の上、当
該売付をすること。

四 自己のする買付と同時に、
それと同価格において、他人が
当該商品を売付付けることをあ
らかじめその者と通謀の上、当
該買付をすること。

五 単独で又は他人と共同して、
当該商品の売買取引が繁盛であ
ると誤解させるべき一連の売買
取引又は当該商品の相場を変動
させるべき一連の売買取引をす
ること。

六 前各号に掲げる行為の委託又
は受託をすること。

七 商品市場における相場が自己
又は他人の市場操作によつて変
動すべき旨を流布すること。

八 商品市場における商品の売買
取引をするにつき、重要な事項
について虚偽の表示又は誤解を
生ぜしむべき表示を故意にする
こと。

(仮装売買等をした者の損害賠償
責任)
第八十九條 前條の規定に違反した
者は、当該違反行為に因り形成さ
れた価格により商品市場における
当該商品の売買取引又はその委託
をした者が当該売買取引又は委託
につき受けた損害を賠償する責に
任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求權
は、請求權者が前條の規定に違反
する行為があつたことを知つた時
から一年間又は当該行為があつた
時から三年間これを行使しないとき
は、時効に因つて消滅する。

(会員の取引の制限)
第九十條 主務大臣は、商品市場に
おいて、買占、売りくずしその他の
方法により過当な数量の取引が行
われ、又は不当な価格が形成され
ていると認める場合において、商

(従たる事務所の設立の登記)

第二百三條 取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第二百四條 取引所が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(変更の登記)

第二百五條 第二百二條第二項各号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第二百二條第二項第一号に掲げる事項の変更の登記でその変更が上場商品に係るものについては、前項の規定にかかわらず、第二十條第三項において準用する第十四條第二項の規定による主務大臣の通知があつた日から前項の期間を起算する。

3 第二百二條第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、第一項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内、従たる事務所の所在地においては五週間以内に行うことができる。

(解散の登記)

第二百六條 取引所が解散したときは、破産の場合を除く外、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二百七條 清算人が就職したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 清算人で取引所を代表しない者があるときは、取引所を代表すべき者の氏名

三 数人の清算人が共同して取引所を代表すべき定があるときは、その定

2 第二百五條第一項の規定は、前項の規定により登記した事項の変更

の登記について準用する。

(清算終了の登記)

第二百八條 取引所の清算が終了したときは、第二百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認があつた後、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(登記の管轄)

第二百九條 取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に、商品取引所登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第二百十條 取引所の設立の登記は、役員全員の前記によつてする。

2 前項に規定する設立の登記の申請書には、第十四條第一項の規定により取引所が商品取引所登録簿に登録されたことを証する書面及び定款並びに出資の拂込及び役員

の選任があつたことを証する書面を添附しなければならない。

(従たる事務所に於ける設立の登記の申請)

第二百十一條 第二百二條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつてする。

(変更の登記の申請)

第二百十二條 取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第二百二條第二項各号に掲げる事項の変更の登記は、理事長又は清算人の申請によ

つてする。

2 前項に規定する登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 第二百五條第二項の登記の申請書には、前項の書面の外、第二十條第三項において準用する第十四條第一項の規定による登録の変更を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第二百十三條 取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合を除く外、清算人の申請によつてする。

2 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は理事長が清算人でない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 取引所が主務大臣の登録の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の嘱託によつてする。

(清算人の登記の申請)

第二百十四條 第二百七條第一項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

2 第二百七條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事長が清算人とならない場合においては、清算人の資格を証する書面を添附しなければならない。

3 第二百七條第二項において準用する第二百五條第一項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しな

なければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二百十五條 第二百八條の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

2 第二百八條の規定による登記の申請書には、清算人が第二百一條第一項において準用する商法第四百二十七條第一項の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)

第二百十六條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(登記の効力)

第二百十七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(非訟事件手続法の適用)

第二百十八條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十九條ノ二、第四百二十二條から第四百五十一條ノ六まで及び第四百五十四條から第四百五十七條まで(商業登記の通則)の規定は、この法律による登記について準用する。

第十二章 監督

(報告及び資料の提出の要求)

第二百十九條 主務大臣は、業務の監督上必要があると認めるときは、取引所又は役員に対し、その業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二百二十條 主務大臣は、決済を

来において行つた買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要であると認めるときは、部下の職員をして、取引所又はその会員の事務所又は営業所に立ち入り、又はその帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により会員の事務所又は営業所に立ち入り検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該職員が所有し、又は預託を受けた商品で前項の事務所又は営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該職員をして当該商品の保管を証する書面をその場所の管理者に呈示させてその場所に立ち入り、当該会員を立ち合せて当該商品を検査することができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を証する証書を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

(取引所に対する監督上の処分)

第二百一十一條 主務大臣は、取引所が左の各号の一に該当する場合において、決済を將來において行つた買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に對し、当該各号に掲げる処分

をすることができる。

一 この法律、第二十五條第一項、第三十八條第四項(第四十七條第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。)(第四十二條第一項若しくは第四十六條第一項の規定に基く政令(以下本章において「この法律に基く政令」という。)、第二十五條第八項、第三十九條、第五十四條、第八十六條、第九十一條第二項若しくは第九十七條第二項の規定に基く省令(以下本章において「この法律に基く省令」という。))若しくは第九十九條、第二百二十條第一項若しくは第二項、第二百二十一條第一項第二号若しくは第二項、第二百二十二條、第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項の規定による主務大臣の処分(以下本章において「この法律に基いてする主務大臣の処分」という。))に違反したとき、又は会員がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくは当該取引所の定款に違反した場合において、当該会員に對しこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくは当該定款を遵守させるために当該取引所がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令又は当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 取引所の行為又はその開設する商品市場における買取引の状況が公益上有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること。

2 主務大臣は、不正の手段により取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は取引所の役員がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、当該取引所に對し、当該役員を解任を命ずることができる。

(会員に対する監督上の処分)

第二百二十二條 主務大臣は、会員がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、取引所に對し当該会員を除名すべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員の商品市場における買取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員の役員に係るものであるときは、当該会員に對し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

(商品仲買人に対する監督上の処分)

第二百二十三條 主務大臣は、商品仲買人がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分違反したときは、その登録を

取り消し、又は当該商品仲買人に對し、六月以内の期間を定めて商品市場における買取引若しくはその受託の停止を命じ、若しくは、当該違反行為が法人たる商品仲買人の役員に係るものであるときは、当該役員を解任を命ずることができる。

(定款等の変更命令)

第二百二十四條 主務大臣は、取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引に關する慣行について、商品の流通高に比して余りにも過當な買取引が行われることを防止し、又は取引所が商品仲買人から仲買保証金の預託を受けることを怠ることを防止する等公益又は委託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当該取引所に對し、これらの変更を命ずることができる。

(聴聞の規定の準用)

第二百二十五條 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前四條の規定による処分をしようとする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」にその旨を通知し、登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする者にその旨を通知し、その処分をしようとする者(法人である場合には、その役員)」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする者」と読み替へるものとする。

第十三章 仲介

第二百二十六條 商品市場における買取引に關し、取引所、会員又は委託者相互の間に紛争がある場合においては、当事者は、その紛争の解決を図るため商品取引所取引紛争審査会(以下「審査会」という。)に申し出て、仲介を求めることができる。

(仲介の申立の方法)

第二百二十七條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を審査会に提出してしなければならない。

一 申立人の氏名又は商号、職業及び住所
二 紛争の相手方の氏名又は商号、職業及び住所
三 申立の趣旨
四 紛争の事情
五 参考となる書類の表示
六 申立の年月日

(仲介の方法)

第二百二十八條 審査会は、前條に規定する書面を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行う。

2 前項の出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合においては、審査会の承認を得て、代理人を出頭させることができる。

3 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要であると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 参考人に出頭を求めてその意見を聴取し、又は参考人からその意見若しくは報告を提出させ

ること。

二 鑑定人に出頭を求めて鑑定させること。

三 紛争の当事者に対し、紛争に關係のある帳簿書類その他の物件の提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

4 審査会は、第一項の規定による仲介を行うため必要があると認めるときは、主務大臣に申し出て、当事者が所有し、又は占有する紛争に關係のある帳簿書類その他の物件の実地調査を求めることができる。

5 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その部下の職員をして、当事者の事務所又は営業所に立ち入り、当該物件を検査させることができる。

6 第二百二十條第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。この場合において、同條第二項中「會員の事務所又は営業所」とあるのは「当事者の事務所又は営業所」と、「当該會員」とあるのは「当事者」と、「前項の事務所又は営業所」とあるのは「当事者の事務所又は営業所」と読み替へるものとする。

(協定案の作成)

第二百二十九條 審査会は、仲介に基く協定案を作成して紛争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

(協定書)

第二百三十條 当事者の双方が前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、署名して印をおし、これを審査会に提出しなければならない。

(協定の不履行)

第二百三十一條 当事者の双方が第二百二十九條の協定案を受諾した場合において、その一方が協定を履行しないときは、その相手方は、その旨を審査会に報告しなければならない。

(協定不履行の場合の処分)

第二百三十二條 当事者の双方が第二百二十九條の協定案を受諾した場合において、当事者たる取引所又は會員が協定を履行しないときは、主務大臣は、取引所に対しその役員を解任すべき旨若しくは当該會員の商品市場における売買取引を停止すべき旨を命じ、又は、当該會員が法人である場合には、当該會員に対しその役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第十五條第二項から第七項までの規定は、主務大臣が前項の規定による処分をする場合について準用する。この場合において、第十五條第二項中「登録申請者」とあるのは「前項の処分をしようとする取引所又は會員にその旨を通知し、当該取引所若しくは會員（法人である場合には、その役員）」と、同條第七項中「登録申請者」とあるのは「その処分をしようとする取引所又は會員」と読み替へるものとする。

(協定案の公表)

第二百三十三條 主務大臣は、当事者の一方又は双方が第二百二十九條の協定案を受諾することを拒否した場合において、商品市場における売買取引の公正を確保するため又

は商品市場における売買取引の委託者若しくは受託者を保護するため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密に屬する事項を除き、仲介の経過及び協定案を理由を示して公表することができる。

(仲介の申立の制限)

第二百三十四條 当事者の双方が仲介に基く協定案を受諾したときは、当事者は、当該仲介が行われた紛争について、更に仲介の申立をすることができない。

第十四章 商品取引所取引紛争審査会

(設置)

第二百三十五條 第二百二十八條第一項の規定による仲介を行わせるため、通商産業省の附屬機関として審査会を設置する。

(組織)

第二百三十六條 審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

一 大藏省の職員 一人

二 農林省の職員 一人

三 通商産業省の職員 一人

委員は、非常勤とする。

第十五章 商品取引所審議会

(設置)

第二百三十七條 この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、通商産業省の附屬機関として商品取引所審議会（以下審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二百三十八條 主務大臣は、左に掲げる行為をしようとするときは、

審議会の議決を経なければならない。

一 この法律に基く政令案又は省令案の立案

二 第四條の規定による承認

三 第十四條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項）において準用する場合を含む。）又は第四十五條第一項（第四十九條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による登録

四 第十五條第一項（第十九條第三項及び第二十條第三項）において準用する場合を含む。）又は第四十八條第一項（第四十九條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否

五 第二十一條第一項の規定による登録の取消及び登録に係る事項の一部の変更の命令又は第五十二條第一項若しくは第二項の規定による登録の取消

六 第三十八條第三項（第四十七條第四項）において準用する場合を含む。）の規定による承認

七 第六十條の規定による選任

八 第九十條の規定による処分

九 第九十九條から第二百二十四條までの規定による処分

十 第二百三十二條第一項の規定による処分

十一 第四百三十三條第一項の規定による申立

(組織並びに会長及び委員の任命等)

第二百三十九條 審議会は、会長一人及び委員四人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから両議院の同意を得

て、内閣総理大臣が任命する。

3 会長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、学識経験のある者のうちから会長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

5 在任中の会長及び委員は、商品の売買取引に關係のある事業者団体と關係を持ち、又は商品市場における売買取引若しくはその受託を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、若しくは当該企業に投資することができない。

6 会長及び委員は、内閣総理大臣及び審議会の許可を得た場合に限る。前項の規定にかかわらず、自己の利益のために前項の企業の経営に参加し、又は当該企業の株式を保有し、若しくは取得することができない。

(会長及び委員の任期)

第四百四十條 会長及び委員の任期は、三年とする。但し、前任者の任期満了前に補充任命を受けた会長又は委員は、前任者の任期期間在任するものとする。

2 会長及び委員は、再任されることが出来る。

(罷免)
第二百四十一條 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、これを罷免しなければならない。

一 禁治産又は准禁治産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

2 内閣総理大臣は、会長又は委員が左の各号の一に該当するときは、その他会長又は委員が会長又は委員たるに適しないと認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと内閣総理大臣が認めるとき。

二 職務上の義務違反があると認むとき。

3 前項の場合においては、内閣総理大臣は、その理由を明らかにしななければならない。

(会長及び委員の失職併償)
第二百四十二條 会長及び委員は、政令で定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

第十六章 雑則
(裁判所の禁止命令)
第二百四十三條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又は

しようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることが出来る。

2 前項の禁止命令は、回復しがい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することが出来る。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法によつて行ふ。

(取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務)
第二百四十四條 取引所の役員若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、取引所の役員又は使用人としてその職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又はせつ用してはならない。

(相場によると博行為の禁止)
第二百四十五條 何人も、商品市場における売買取引によらないで、商品市場における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為をしてはならない。

(参考人等の費用の請求)
第二百四十六條 第十五條第六項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第二百二十五條及び第二百三十二條第二項において準用する場合を含む。)又は第二百

二十八條第三項第一号若しくは第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することが出来る。

(登録、届出及び報告に關する細目)
第二百四十七條 この法律による登録、届出及び報告に關する手続その他の細目については、政令で定める。

(主務大臣、主務省、主務省令及び権限の委任)
第二百四十八條 この法律において主務大臣又は主務省は、農林省関係商品(第二條第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については農林大臣又は農林省とし、農林省関係商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを上場する取引所については通商産業大臣又は通商産業省とし、農林省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については農林大臣及び通商産業大臣又は農林省及び通商産業省とする。

2 前項の規定は、商品仲買人に関する主務大臣及び主務省について準用する。この場合において、前項中「上場する取引所」とあるのは「委託を受けて売買取引することのできる商品仲買人」と読み替へるものとする。

3 この法律において主務省令は、

農林省令、通商産業省令とする。

4 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長に行わせることが出来る。

(私的独占の禁止法との関係)
第二百四十九條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解してはならない。

(この法律に基く政令等の公正の確保)
第二百五十條 この法律に基く政令若しくは省令又はこの法律に基いてする主務大臣の処分は、不合理であつてはならず、又は個人若しくは法人に對し不公平に差別を附するものであつてはならない。

(聴聞における陳述等の義務)
第二百五十一條 何人も、自己が訴追又は処罰を受ける虞があることを理由として、第十五條第二項(第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第二百二十五條又は第二百三十二條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十三條第一項第三号の規定による聴聞又は第二百二十八條第一項の規定による仲介若しくは同條第三項の規定による処分において、陳述若しくは報告をし、第二百四十九條の規定による報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十條第一項若しくは第二項

若しくは第二百二十八條第三項第三号、第四項若しくは第五項の規定による帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を受ける義務を免れることが出来ない。但し、その義務を履行することによつて自己が訴追又は処罰を受ける虞があることを主張したにもかかわらず、その陳述、報告、資料の提出又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を求められた者は、その陳述、報告、資料の提出又は帳簿書類その他の物件の作成、備付、公開若しくは保存の義務の具体的内容があらかじめ法令に規定されている場合を除く外、当該陳述、報告、資料又は帳簿書類その他の物件を証拠として訴追され、又は処罰されない。

2 前項但書の規定は、虚偽の陳述をし、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料の提出をした者を訴追し、又は処罰することを妨げるものと解してはならない。

第十七章 罰則
第二百五十二條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における売買取引のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第八條第一項又は第八十八條の規定に違反した者

三 第二百四十三條第一項の規定による命令に違反した者

第二百五十三條 第二十條第一項の規

定による申請書に虚偽の記載をして提出した場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十四條 取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）又は職員がその職務に関して、賄りを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄りは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を没收する。

3 第一項の賄りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二百五十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第二項又は第七十七條の規定に違反して売買又は売買取引をした者

二 第四十二條第三項又は第二百一十三條の規定による命令に違反した者

三 第四十三條、第九十條又は第九十三條の規定による制限に違反した者

四 第四十九條第三項の規定による申請書に虚偽の記載をして提出した者

五 第九十二條又は第九十四條の規定に違反した者

第六百五十六條 左の各号に掲げる違

反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條第二項若しくは第三項又は第七十四條の規定に違反したとき

二 第七十二條第一項の規定に違反して運用したとき

三 第二百一十一條第一項の規定による処分違反したとき

第二百五十七條 第四百四十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條六の規定の適用を妨げない。

第二百五十八條 第四百四十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二百五十九條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一万五千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四十六條第二項、第五十條第二項、第五十四條、第六十二條（第一百一條第二項において準用する場合を含む。）、第八十一條第一項又は第八十二條の規定に違反した者

三 商品の相場を偽つて公示した者

四 公示若しくは頒布する目的を

もつて商品の相場を偽つて記載した文書を作成し、又はこれを頒布した者

第六十條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは一万五千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第三項、第四條、第七十二條第二項又は第七十三條の規定に違反したとき

二 第二十條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき

三 第六十八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第三十九條、第五十一條、第九十一條第一項、第九十六條第一項又は第九十七條第一項の規定に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第九十九條の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

四 第二百一十條第一項若しくは第二項又は第二百二十八條第五項の

規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十二條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は同條第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をして提出したとき

二 第七十八條第二項又は第九十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三 第九十九條の規定に違反したとき

第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第五百五十二條第二号、第五百五十三條、第五百五十五條、第五百五十六條又は第五百五十九條から前條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第六十四條 第九十一條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第六十五條 左の各号に掲げる違

反があつた場合においては、その行為をした取引所の發起人、役員（仮理事を含む。）又は清算人は、五千円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第三項から第五項までの規定による報告をしなかつたとき

二 第六十四條第一項若しくは第二項、第七十五條第一百一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八十三條、第八十五條、第八十六條又は第九十八條第二項の規定に違反したとき

三 第六十四條第三項後段（第一百一條第二項において準用する場合を含む。）又は第七十六條若しくは第一百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき

四 第七十六條又は第一百一條第二項において準用する商法第二百八十二條第一項の規定に違反したとき

五 第一百一條第一項において準用する商法第二百二十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき

六 清算の終了を遅延させる目的をもつて第一百一條第一項において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたと

七 第一百一條第一項において準用

する商法第四百二十三條の規定に違反したとき。

八 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をすることを怠つたとき。

九 この法律において準用する商法の規定に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十 この法律において準用する商法の規定に定める調査を妨げたとき。

十一 取引所の總會に對し不実の申立をし、又は事実を隠蔽し、したとき。

十二 定款、會員名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第百六十六條 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の過料に処する。

一 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十八條第三項第一号の規定による参考人に対する処分違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第十五條第六項（第十九條第三項、第二十條第三項、第二十一條第二項、第四十二條第九項、第四十八條第二項、第四十九條第四項、第五十二條第三項、第五十三條第三項、第百二十五條又は第百三十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第百二十八條第三項第一号の規定による参考人に対する処分違反して、陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

三 第二百二十八條第三項第三号の規定による紛争の当事者に対する処分違反して、物件を提出しない者

（発起人の資格要件の特例）
九 第九條第二項中「商品」とあるのは、昭和二十五年十二月三十一日までに限り、「商品（当該商品の主たる原料となつてゐる物又は当該商品を主たる原料とする物で政令で定めるものを含む。）」と読み替へるものとする。

（委員の欠格要件の特例）
六 旧法又は旧日本証券取引所法（昭和十八年法律第四十四号）の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四條第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

（審議会の会長及び委員の任命の特例）
七 第十五條の規定施行の際開会中である場合においては、内閣総理大臣は、第百三十九條第二項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができ

（内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後最初の国会で、前項の任命について兩議院の事後の承認を求めなければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。）
（大蔵省設置法の改正）
九 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の改正）
十 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（通商産業省設置法の改正）
十一 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

（事業者団体の改正）

12 事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号口中「明治二十六年法律第五号」を「昭和二十五年法律第 号」に改める。

〔深川榮左エ門君登壇、拍手〕

○深川鑾左エ門君 只今議題となりま
した商品取引所法案につきまして、通
商産業委員会における審議の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

さて本法案は前国会におきまして審議未了となつたものであります。第一條修正の上、本国会に再提出された次第であります。御承知の通りに近時重要商品の統制廢弛に伴ひまして、大部分の商品の価格は需給のバランスで決定されるようになりました。そこで價格の形成を初めとし、売買その他の取引を公正なものにして、商品の生産と流通を円滑にするため、商品取引所の設立が極めて必要となつて参つたという考え方が本法案提出の根本動機であります。然るに商品取引所を設立するとして、その開設の根拠になるものとしては差當つて現行の商品取引所法でありますが、もとく同法は明治二十六年に制定せられた取引所法を敢回に亘つて小改正を重ねたものに過ぎず、現状に對しては全く不適当な法律であります。そこで新事態に即応した商品取引所を設立するためには、先づ現行の商品取引所法を全面的に改正する必要を生じました。かくして本法律案が生れたわけでありますが、特に本法案に

おいては先ず取引所を定義いたしました。商品の先物取引を行うために必要とな市場のための施設を開設することを主たる目的として設立されたものと明定しているであります。改正は全面的に行われ、現行法が七章三十六條の簡単なものであるのに対し、本法案は十七章百六十六條の大きなものになっているのであります。

改正の主な点を挙げますと、第一点として、組織に関しては、各国の実例と従来の経験に鑑みまして、取引所はすべて会員組織の法人たるべきこととして、株式組織は全然認めないこと。第二点として、取引所の設立に当つては、特に産業界の自主的な活動を尊重して、免許主義をやめて登録主義を採用した。第三点として、上場商品をつたこと。即ち本法案では棉花、綿糸、綿布、乾蘭、生糸、人絹糸、スフ糸、毛糸、ゴムの九品目が指定されました。但し商品目の追加は必要の程度政令で行い得るような途を開いておきます。第四点として、商品取引所行政の重要事項を調査審議する機関として商品取引所審議会を新たに設けたこと。本審議会の会長及び委員は、原則として両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになっております。第五点として、各種の紛争を円満に解決するため仲介の制度を設けたこと。第六点として、取引所の売買取引について委託を受け得る会員は、会員という資格の外に商品仲買人の資格をも兼ねなければならないことといふこと、この仲買人に対して特に嚴重なる規制を加え、委託者保護の徹底を期したこと等であります。その他にも、主という観点から、前に述べました他

と、取引所の取引について嚴重な監督規定が設けられたこと等幾多の改正点があったと聞いています。尙、前国会に提案されました法案と異なる点は、訴訟に関する一條を削除したことで、その他に実質的の変更はありませんでした。

本委員会においては法案の重要性に鑑み、審議の慎重を期し、農林委員会とも合同審議の機会を持つたであります。本委員会において質疑応答は頗る活潑に行われましたが、その主なものは次の通りであります。先ず栗山委員より、朝鮮動乱によつて統制経済の再現が論議されている際に、かかる法案を提出することは矛盾でないか、又商品取引所が果して価格安定に十分役に立つかどうかとの質問がありました。右に對して横尾通商産業大臣より次のような答弁がありました。現在において確たる見通しを付け難いのは申すまでもない、併し一部の商品が国際情勢の動きによつて思惑により幾らかか騰貴するかも知れないが、原料輸入を確保して国内の需要を緩和し、悪影響なきように図りたい、又外貨資金の割当許可があり次第に自衛許可制を実施すれば、関係事業の発展を來たし、兩相待つて取引所の開設と運営を円滑ならしめるというのであります。次いで各委員より商品別に需給の数量と価格につき質問があり、政府委員よりそれぞれ詳細な答弁がありました。農林委員会の各委員から特に乾藁と生糸の市価安定策につき質問があり、且つ右に關しては商品取引所だけでは安定を期し難いから、広い範囲で対策を考へることを要望されました。追加を予想される品目は何かとの問に對しては、

が、農林関係については目下のところ予想されているものはない。雑穀、砂糖なども條件が整えば土壌されることも考えられるとの答えがありました。

尙、物価を再統制する傾きはないかとの質問に対して、郡物価行政務次官より、その意思なしとの答えがありました。次いで埴野委員より、商品取引所の会員資格、信託金、禁止行為その他の全面に亘つて詳細なる質疑があり、政府委員よりも実例を引用しての答弁がありました。右に關しては何とぞ速記録を御覽の程お願いいたします。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、古池委員より次のような修正案が提出されました。即ち附則第一項中、この法律は昭和二十五年八月一日より施行となつてゐるが、法案審議の模様からして、これは無理であり、その本法の運用の万全を期するため、その施行期日を「公布の日から起算して十五日を経過した日」に修正するといふのがその内容であります。次いで社会党を代表して栗山委員より、第一に物価の面、価格の面よりして、近き将来において政府の見解と反対になると思はれるから、本法案は時期尚早である。第二に、追加品目は政令でなくして法律で定むべきこと。第三に、審議会のメンバーの選任が事後承認の形で行はれる疑念がある等の理由を挙げて、修正案及び修正部分を除く原案に対して反対意見が表明せられました。次いで国民民主党を代表して境野委員より、修正案及び修正部分を除く原案に対して賛成する旨の意見が述べられました。かくして討論を終り、採決に入りましたところ、先ず古池委員より提案の

修正案は多数を以て可決し、又修正案
分を除く原案についても多数を以て可
決し、よつて本案は修正可決すべきも
のと決定いたしました次第であります。
す。

以上を以ちまして御報告といたしま
す。(拍手)

す。
(拍手)

○副議長(三木治朗君)

〔下條恭兵君登壇、拍手〕

○下條恭兵君 私は日本社会党を代表
いたしまして本案に反対の意思を表明
いたすものでございます。

本法案は、過ぐる第七国会の末期の五月一日参議院に提案されて、翌二日委員会並びに本会議を通過いたしました。衆議院においては審議未了となつたのでございします。政府は今回、前回の提案と殆ど同様の法案を本院に提出せられたのでありますけれども、猶か三ヶ月足らずの時間的経過ではありながら、急変に伴ひまして日本経済は重大な変革期に突入しておる次第でございします。政府の提案理由によりますと、九原則の実施並びにドッジ・ラインの堅持によつてインフレは終熄し、物価は安定いたしましたして、公定価格や配給制度も極く限られた一部商品についてのみ存続いたし、大部分の商品については生産も配給も経済原則によつて規制されることになつたというふうに出しておるのでございます。併し今日の情勢は政府の提案説明とは全く反対の方向をとつておる次第でございまして、即ち先月二十五日の朝鮮動亂の勃発以來、我が国の物価事情は急に変化いたしましたして、重要物資の自由価格は

三割乃至五割の急騰を示しておることは、すでに皆様御承知の通りでございますが、特に非鉄金属のごときは、昨今の事情からいいますと、トン当り一日千円くらいずつの暴騰を告げつつあるような状況でございます。たださう資金難に喘いでおられます中小企業のごときは、この面から新たな危機に見舞われておることは、これ又御承知のことと存するのでございませう。又繊維製品のごときに至りましては、小売店の店頭から次第に品不足の様子が現われつつあるような状況でございます。これは大手筋の業者の思惑の対象になりまして、結果は結局勤労大衆の生活に新たな不安を與へつつあるような現状にあることは、私から指摘するまでもないことと存するのでございませう。

且つ又政府は、国庫予備隊の設置に際しましては、政府みずから債務償還を中止して、これに当てると言つておるのでありますけれども、この一点だけをとりましても、ドッジ・ラインが事実上修正されつつある状況と私は考へるのでございませう。併しアメリカにおきましては、先般の第二次大戦中、五ヶ年間に二千億ドルもの赤字財政を以ちまして戦費を賄つた結果といひました。物価は僅かに二割をこそこし上らなかつた状況でありましたけれども、この歴大なアメリカ経済にして、今日は百億ドルの軍事費の追加予算を編成するに當りまして、金融統制までも伴う統制を準備して、着々持久態勢を整へつつあるような火情にあることは、私から申し上げるまでもないと思つてあります。

以上に見解からいたしまして、私共は政府の所信を賛しましたところ、政府は、只今統制するの意思がないと答へるのみでありまして、何ら将来長期に亘りまして自由経済を維持する確信のある被覆がなかつたような次第でございます。又政府は近く物資の欠乏を見越しまして、原材料の輸入に對しては、ドル資金の全部を挙げて全力を以て資材の充足を図るというふうに答へていたしておるのでございませう。けれども、このような努力が一方に必要なとき、国内市場が豊富な物資によつて自由経済が維持できるというようなことは、私の拙い体験を以てしましては想像できない事実でございます。而してこの計画輸入と、商品取引所を設けようとする自由経済方式との矛盾は、私が指摘するまでもない次第でございます。

以上述べましたごとく、今や情勢の急変によりまして、日本経済は計画経済による外、解決の途がない段階に入つておると思つてございませう。さういふ際、朝に商品取引所を開設いたし、夕に更にこれを閉鎖するがごとき短見的措施は、経済界に無用な摩擦や混乱を起すのみならず、且つ又これによつて犠牲を強いられるものが一に労働者であり、農民であり、勤労者大衆であることを考えます。故に、私は本法案に反対するものでございませう。次に、私は本法案の内容につきまして申し上げたいと思ひます。上場品目が現在棉花以下ゴムまで九品目規定されておるのであります。その他は第十項において、「その他の品質が比較的均等であつて、大量の取引に適し、且つ耐久性を有する物品のうち、取引の状況を考慮して政令で定める」とある点でございまして、これは飽くまで法律で慎重に国会の協賛を経て後上場品目は決定すべきものと考へるのでございませう。これを軽々しく政令によつて定めるときは、とかく投機的対象その他になるがごとき誤解を生ずる場合もあることを考へまして、特にこの点を指摘したいと考へるのでございませう。

以上申し上げましたような薄弱な設置理由によりまして、而もこの法案によれば、今後の商品は政令によつて上場せられまして、使らに投機的、思惑的にのみ利用せられるものとしますと、国民経済に及ぼす影響が甚だ甚大であることは申すまでもない次第であります。故に商品取引所のごときは、日本経済が現在のような精々戦前の七割程度にしか生産が回復しないような今日において実施すべきものではなく、十分な日本産業の回復の後、且つ世界経済の動向も定まりましてから徐ろに実施すべきものであると考へるのであります。

以上のような見地に立ちまして、私は速かに日本の産業並びに経済が、この世界的動搖期の中にも安定して、国民生活に聊かの不安もなからしめるために、政府は速かに総合的計画経済を立案実施すべきだといふ見地に立ちまして、皆様の御明察によりまして本法案を否決せられんことを切望いたす次第であります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告でございませう。委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三本治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○細川嘉六君発言の許可を求めむ

○副議長(三本治朗君) 細川嘉六君。

○細川嘉六君 私はこの際、日中中立條約及び共産軍侵略の見解に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久君 只今の細川君の動議に従ひいたします。

○副議長(三本治朗君) 細川君の動議に御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。細川嘉六君。

(細川嘉六君登壇、拍手)

○細川嘉六君 私が日本共産党を代表し緊急質問をいたしますわけは、本会議において総理大臣吉田茂君が我々国民の運命にとつて熱心することのできない主張をなされたからであります。吉田君は衆議院の質問に答へ、特別

警察力の設置は共産軍が日本の領土を侵す不安があるからだと述べられた。この吉田君の主張に何の根拠があるのでありますか。

第一に、共産党の領導している國が他國を侵略するといふことは、そのよつて以て立つ理論の上から考へてもあり得ないこととあります。(その通り)と呼ぶ者あり。共産党の領導している國が他國を侵略することがあつたとしたら、それは共産党の領導する國家自体が自滅せざるを得ないといふこととあります。他國領土を掠奪する政策そのものは、自國內においても又農民族を圧迫し、勤労者を暴圧することとなるからであります。現在薩々進歩しておるソ連はこの真理を現実に眼前に証明しておるではありませんか。(さうだ)と呼ぶ者あり。

第二に、現実当面の問題といたしまして、中国、ソ連等の諸政府をとつて見ましても、現にこれらの國は國內における無限の建設に全力を注いでおり、侵略どころではない。世界平和擁護運動の先頭に立つておるではありませんか。(さうだ)と呼ぶ者あり。却つて日本において侵略政策の方向がますます強化しておる事実に対して深甚なる脅威を感じておるのであります。中ソ條約においても、日本及び日本を助ける國の侵略政策に対して闘争ものであることを明言しておる。これは空想上の危険に對して言つたのではない。實際に我が國の産業が軍需産業へ切り換えられ、軍事基地が設定されておるなどの事実に対応して言つておるものであります。軍事基地に関する大山君の質問に答へ、吉田君は、將來のことは將來起つた場合においてお答へ

すると述べられた。又軍事基地と占領基地とを区別してありますが、国民はこの区別は變だと考えている。占領基地は日本管理のためにそう沢山要るものかどうか、深く疑いを持つております。同時に国民はかかるものが設けられることは堪え難いことだと挙つて反對しておるではありませんか。(その通り)と答へる者あり。吉田君はこの国民の熱望に應へ、如何なる場合においても一切軍事基地を設けさせないと確言することはできないか。できないとすれば如何なる理由によつてそう言われるのであるか。(答へる者あり)と答へる者あり。

更に吉田君は、義勇兵を結成することか再軍備を行ふとかいふことについては許すことはできないといふことを衆議院の外務委員会に述べられておるのであります。この点について我々国民にとつて最も重大なことは、我が国内における措置が如何なる方針によつて具体的に運ばれておるかどうかといふことである。最近諸所において義勇兵が隠密の間に募集されておるといふことが伝えられております。政府はこれを知らない筈はない。火のない所に煙は立たない。昨年国会において国民党政府のための義勇兵の募集が問題となつた際、政府は、これは日本政府の管轄外であり、総司令部のものであるとして、これについての糾明をなさなかつたのであります。今日政府は義勇兵の問題に對し如何なる取締方針を具体的に立てておられるか、伺いた

い。又特別警察隊の設置についても、政府は勿論再軍備のためのものではないと言つております。併しここでも問題

は言葉の上のやりとりではありません。實際我々国民の求めるところは、結果において再軍備にならないといふ具体的な保証であります。ヒトラー・ドイツの下に再軍備が遂行されたことは周知のことです。戦後の我が国において軍国主義を根絶するための公戦追放が徹底してないことは言うまでもなく、殊に今日朝鮮の内乱に關連して裏面において旧軍人將校が策動していることは、表面に現われておるのである。我が国に關係ある外国側においても、日本の軍備撤廃は誤まりであるとか、日本国民八千万で安んずる兵隊が作れるとかいふことが公言され、国内の反動的勢力を煽つてゐる現状であります。政府は再軍備は賛成できぬと言つておるが、實際上朝鮮の内乱に乗じて再軍備の方針をとつてゐるというのを疑はれても仕方がないではないか。政府は我々のこの深甚な疑いが事実となつた場合、如何なる責任をとらる覚悟でゐるか。再軍備にならぬといふことを何によつて具体的に保証し得るか、伺いたい。今日は今日のこと、明日は野となれ山となれといふのは政府としての資格は全く欠いてゐるものであります。

以上の問題と關連しまして、吉田君は永世中立は空念仏であると言つた理由を閣議に説明した際、日本とソヴィエトとの間の中立條約はソヴィエトによつて侵害されたと言へております。ソヴィエト政府が期限満了前一年前にこの條約を解約する意思ある旨を通告し、更に太平洋戦争がまずく熾烈となつた際、日本に對し宣戦を布告したことは事実であります。第一に、

日本政府はこの中立條約を忠実に守つたかどうか。そうでないことは極東軍事裁判の記録によつても明らかである。その判決文には「ソヴィエト連邦との中立條約に拘わらず、日本はドイツに援助を與へた」と記されております。日本は中立條約にも拘わらず、ソ連に對する攻撃の時期を、独ソ戦における最も都合な場合を逸れず、大軍を満洲に集結し、戦争準備を整えていたのであります。判決文によれば、時の外務大臣松岡氏は、中立條約に調印後、駐日ドイツ大使オットー氏に對し、「ドイツとロシアの衝突の場合に、日本の總理大臣や外務大臣は誰であつても、日本を中立に置くことはできないのである。この場合日本は必然的にドイツ側に立つてロシアを攻撃しないわけには行かなくなるであらう」と述べております。更に独ソ開戦後、松岡氏は「ソ連大使が松岡氏に對し、日本は中立條約に従つて中立を維持するかどうかと問ひ、松岡氏は「三国同盟は日本の對外政策の基礎であり、若し今次戦争と中立條約が矛盾した場合、中立條約は効力を失ふであらう」と力説したのであります。これが日ソ中立條約に對する日本側の正体であつたのであります。ドイツを援助し、シベリア侵入への準備の煙幕として使つたことは、何人にも明らかなこととであります。そればかりではない。この條約が締結された直後、御承知の通りソ連に對するドイツの侵略が始まり、従つて日本はドイツの味方となり、米英はソ連の味方になつたといふ、重大な國際的變化が起つておるのであります。ドイツの敗北後、世界戦争は極東において尙続行され、連合国は世

界平和を一日も早くもたすために全力を挙げていた。アメリカ政府はこの際、この上更に幾百万の兵を犠牲にするというに對して不安の念を抱き、世界平和の立場から特にソ連に参戦を求めたのであります。この間の事情については、當事者であつた元國務長官バートン氏の回想録「スピーキン・グ・フランクリン」によつても明らかにされております。トルーマン大統領がソヴィエト政府に参戦を要請した文書の中に、特に國連憲章第三條を引用してゐるのでありますが、それは「本憲章に基く連合国の義務と他の國際協定に基く義務との間に抵觸する場合に、本憲章に基く義務が優先する」と記されてゐるのであります。ソ連は中立條約違反の責を負ふべきだといふ吉田君の主張は、これらの道理と真実とを國民の前に蔽ひ隠すものに外ならない。(その通り)と答へる者あり。拍手。ソ連の對日参戦は、日本帝國主義の侵略戦争を一日も早くやめさせ、世界平和をもたらすために、連合諸國民の要請に應じて行われたところに行け、と答へる者あり。總理大臣吉田君、君はソ連からの帰還が完了した後も引続き未帰還者三十七万もあるという恥知らずなデマ宣伝を續けてゐる。更に又、ソ連が中立條約を何の理由もなく破棄したと言ふのである。これは厚顏無恥の上塗りではありませんか。(その通り)と答へる者あり。吉田君の答へによつて今又更に明らかになつたことは、政府の根本政策が戦前軍部内閣の行なつた防共協定による謀略の手と何の異なるところがありましようか。(何

だ、大きな声を出しても駄目だ)と答へる者あり。この協定が共產主義或いは共産黨の危険を叫び、國民大衆を欺瞞することによつて、内は國民大衆を暴圧し、外は外國民を侵略するため、國民大衆を世界戦争に追込み、(それは共產黨だ)と答へる者あり。帝國主義政策を遂行することであつたではありませんか。(鑑別だぞ)と答へる者あり。この点において戦前と戦後の今日と何の差があるか。(拍手)同僚諸君、明らかに今日の時勢は軍備や戦争や暴力沙汰で片付く時代ではありません。(共產黨じや駄目だ)と答へる者あり。

ところで、現在大資本家の支配する國外の強大國は、その性質上切迫してゐる大恐慌を第三次世界戦争によつて逃れようとして、軍備の空前の大拡張と全体主義の横行とに狂奔してゐるのではないか。(その通り)と答へる者あり。吉田君の政府の一切の政策は、これに便乗して、朝鮮、満洲を支配した帝國主義の再現を狙つてゐるものであります。(拍手)怪しからんことを言ふなと答へる者あり。諸君、これは國民として、政治家として、許すべからざることはあります。何だ、お前だ、それは「と答へる者あり。政府は、朝鮮、中国、インドシナ、フィリピン等の人民革命の情勢が民族の更正躍進であるといふことを理解する能力がなく、至共産黨の危険だとわめいて、我々國民を反動と戦争へ追込まんとしてゐるものである。政府の目は狂つてゐるのである。誠に遺憾千萬であります。(共產黨の目が狂つてゐる)と答へる者あり。吉田君は先国会においても「中国は乱れてゐる。これはアジアの危険で

ある」という意見を述べられた。(「全く狂つてゐる」「その通り」と呼ぶ者あり)併し国民の目は狂つてはいない。

(「狂つてゐるのは共産党だ」と呼ぶ者あり)毎日の事態の推移国民大衆を啓蒙してゐる。況んや戦前の実物教訓は国民の胸に生きてゐるのである。(「その通り」と呼ぶ者あり)現に今日国民大衆の間には、又々大本營発表の流行することになつたとか、朝鮮に対する干渉は理解できないとか、国連もい加減なものではないかという見方が拡がつて來てゐる。(「アカハタの発表か」と呼ぶ者あり)この事實は政府にお分りではないか。若し政府が全面講和に對する國民的要望を抑圧し、單獨講和を強行するとなれば、(「共産党には日本のことが分らない」と呼ぶ者あり)その結果はどうなるか。未曾有重大な結果が起らないと断言することができずか。(「ソ連へ行つてみて」と呼ぶ者あり)かかる事態が惹起された場合、その一切の責任はすべて政府の負ふべきものであるといふことを肝に銘じて置きなさい。(拍手)

我々は總理大臣吉田茂君に次のことをお答え願ひます。共産軍が侵入する不安があるという根拠は一体何か。(拍手)第二には、義勇軍を募集せず、再軍備をしないという具體的保証は何であるか。(「ソ連へ行け」と呼ぶ者あり)軍事基地を一切設置させないと確約できない理由はどこにあるか。(「そ

うだそうだ」「具體的例を挙げて」と呼ぶ者あり)ソ連の中立條約の破棄は正当且つ適法でないと言ふのかどうか。これらの四つの点について明確にお答えを願ひます。(「スターリンに聞け」「笑われぬようにしろ」と呼ぶ者あり)

(「國務大臣吉田茂君登壇、拍手」)
○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。

私が過日警察力増強の問題に關してお答えをしたうちに、この度の朝鮮事變等があつて、いつ如何なる治安上の懸念すべき問題が起るかも知れないから、予備隊を置くことになつたと申したのであります。そこで、どこから共産軍が来るか、或いはそれがソヴィエト云々というようなお話がありました。私はソヴィエト政府の政策についてとやかく言ふ、又批評がましいことは差控えます。併しながら朝鮮の状態を見ても、いつ共産軍が内外において、必ずしも外でない、内に起るかも知れないというやうな事態に處して、政府としては治安上かかる予備隊を設ける必要を感じたのであります。(拍手)

又只今義勇兵をどうとかいうやうな、義勇兵が秘密の間に募集されつつあるといふことではあります。これは共産党が募集せられたならとにかく、その他の部面においては現に義勇兵を募集しておる事實はないのであります。(「分つたか」と呼ぶ者あり、拍手)

又軍事基地の問題についてはしばしば私がお答えした通りであります。又中立條約について、ソヴィエトが違反したことがないというお話であります。併しながら我々の考へておるところは、我々の承知しておる事實は、それは昭和十六年に成立して、そうして五年の期間があつたといふことはお話の通りであります。その五年は、昭和二十一年四月において失効することになつておつたのであります。併しながらその期間中、昭和二十年八月八日

本に對して突然宣戰を布告した。これは事實であります。(「それをしたのが共産党だ」と呼ぶ者あり)そういういろいろな御議論は御意見として承わつて置くが、(「連關して聞いている、單獨に聞いているのじやない」と呼ぶ者あり)私の承知してゐる事實であります。

それから更に特別警察隊の設置の場合に、再軍備の考へは毛頭ないのであります。(「聞け」「黙れ」「そんなことがあるか」と呼ぶ者あり)再軍備の考へがないのみならず、これによつてドイツがどうしたとかいふことがありますが、これはドイツの例であつて、日本としては特別警察隊を置いて、やがて再軍備の基礎にするといふやうな考へは毛頭持つておらないのであります。(拍手)將來の結果について御判断を願ひます。(「どうした、分つたか」と呼ぶ者あり、拍手)

(「細川嘉六君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 四分時間が残つておりますから、四分間だけ発言を許可いたします。

(「どうした、まだ分らないのか」と呼ぶ者あり)

(「細川嘉六君登壇」)
○細川嘉六君 總理大臣の答弁は見当外れであります。私の聞いておるのは、外國から、それはソ連に限らない、朝鮮から、いずれの國からしても共産軍が攻めて來るといふことについての答へを聞いておるのであります。国内に朝鮮の軍隊ができるとか、そんなことは考えられることではありませ

ん。それから軍事基地について(「笑われな」と呼ぶ者あり)御免だと國民は考へておるが、(「共産党のだらう」と呼ぶ者あり)そういうことについて述べられない。返答になつていない。

義勇兵とか軍備の再編成といふことについては、具體的にどうだといふことを聞いておるのであります。それがポイントされてしまつて答へられておらん。

日ソ條約の問題について、これは全く極東裁判の記録でさへ吉田君に分つていない。(「泣くな」と呼ぶ者あり)これを曲けてゐる。こんなことで返答になつておりますか。(「何言つてゐるんだ」「寢言言うな」と呼ぶ者あり)一のことを確かめる場合は、何よりも極東裁判の判決文にはつきりしてゐる。それをそつちのけにしてゐる吉田君の答弁であります。私はこれを答弁と思いません。(「それは決まつてゐる、答弁する必要はない」と呼ぶ者あり)そういうことは國政を預かる總理大臣としては全く言語道斷である。(「何だ、それで終るか」「それが質問か」「答弁の要なし」「答弁無用」と呼ぶ者あり、拍手)

(「高良とみ君登壇、拍手」)
○高良とみ君 安全保障を要求する國民感情は、今日の緊迫してゐる現状から私共の共に心痛するところでありま

す。然りと雖も、國民の精神的生命である憲法を改正して僅かの軍備をするといふことは、却つて危険を誘發し、且つ多量軍備の許可もなく、力もないわけでありまして、世界の輿論は日本の再軍備を許すものでは又ないのであります。否、むしろ世界各國の輿論は、新憲法に示した日本の決意に對し深い尊敬の念を以て、軍國主義日本は死し、世界史上独特な性格を持つた一員として、國際社会に今後國期的役割を果すものとして、生れ変わった日本民族を敬迎する日を待望してゐるのを聞

くものであります。日本民族を全滅するものにあらずとのボツダム宣言によりまして、我々は生きることを許されておるのであつて、戰爭權利も義務も共に許されておらない。敗戦國として戦犯の立場にあり、民族として捕囚の境涯に置かれてゐるといふことは、寸時も忘れたらぬ嚴肅な事實であると考へるものであります。幣朝以來、国内の人心の中に甘えた心持、或いは先走つた思想がありまして、私共ボツダム宣言受諾によつて完全に裸になつた日本が、世界平和のために盡そうとする悲願を立てて、世界の良心を呼び起し、みづから武器を捨てたものの強みを持つてゐることを忘れてゐるかの感があることは遺憾であります。ボツダム宣言に署名した國々が、日本の生存を保障し、侵略から守る法的根拠があると私は考へるものであります。が、國民もこれに信頼して、動搖することなく、正しく生きる確信を與えら

るな」と呼ぶ者あり)御免だと國民は考へておるが、(「共産党のだらう」と呼ぶ者あり)そういうことについて述べられない。返答になつていない。

義勇兵とか軍備の再編成といふことについては、具體的にどうだといふことを聞いておるのであります。それがポイントされてしまつて答へられておらん。

日ソ條約の問題について、これは全く極東裁判の記録でさへ吉田君に分つていない。(「泣くな」と呼ぶ者あり)これを曲けてゐる。こんなことで返答になつておりますか。(「何言つてゐるんだ」「寢言言うな」と呼ぶ者あり)一のことを確かめる場合は、何よりも極東裁判の判決文にはつきりしてゐる。それをそつちのけにしてゐる吉田君の答弁であります。私はこれを答弁と思いません。(「それは決まつてゐる、答弁する必要はない」と呼ぶ者あり)そういうことは國政を預かる總理大臣としては全く言語道斷である。(「何だ、それで終るか」「それが質問か」「答弁の要なし」「答弁無用」と呼ぶ者あり、拍手)

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

○高良とみ君 安全保障を要求する國民感情は、今日の緊迫してゐる現状から私共の共に心痛するところでありま

す。然りと雖も、國民の精神的生命である憲法を改正して僅かの軍備をするといふことは、却つて危険を誘發し、且つ多量軍備の許可もなく、力もないわけでありまして、世界の輿論は日本の再軍備を許すものでは又ないのであります。否、むしろ世界各國の輿論は、新憲法に示した日本の決意に對し深い尊敬の念を以て、軍國主義日本は死し、世界史上独特な性格を持つた一員として、國際社会に今後國期的役割を果すものとして、生れ変わった日本民族を敬迎する日を待望してゐるのを聞

くものであります。日本民族を全滅するものにあらずとのボツダム宣言によりまして、我々は生きることを許されておるのであつて、戰爭權利も義務も共に許されておらない。敗戦國として戦犯の立場にあり、民族として捕囚の境涯に置かれてゐるといふことは、寸時も忘れたらぬ嚴肅な事實であると考へるものであります。幣朝以來、国内の人心の中に甘えた心持、或いは先走つた思想がありまして、私共ボツダム宣言受諾によつて完全に裸になつた日本が、世界平和のために盡そうとする悲願を立てて、世界の良心を呼び起し、みづから武器を捨てたものの強みを持つてゐることを忘れてゐるかの感があることは遺憾であります。ボツダム宣言に署名した國々が、日本の生存を保障し、侵略から守る法的根拠があると私は考へるものであります。が、國民もこれに信頼して、動搖することなく、正しく生きる確信を與えら

るな」と呼ぶ者あり)御免だと國民は考へておるが、(「共産党のだらう」と呼ぶ者あり)そういうことについて述べられない。返答になつていない。

義勇兵とか軍備の再編成といふことについては、具體的にどうだといふことを聞いておるのであります。それがポイントされてしまつて答へられておらん。

日ソ條約の問題について、これは全く極東裁判の記録でさへ吉田君に分つていない。(「泣くな」と呼ぶ者あり)これを曲けてゐる。こんなことで返答になつておりますか。(「何言つてゐるんだ」「寢言言うな」と呼ぶ者あり)一のことを確かめる場合は、何よりも極東裁判の判決文にはつきりしてゐる。それをそつちのけにしてゐる吉田君の答弁であります。私はこれを答弁と思いません。(「それは決まつてゐる、答弁する必要はない」と呼ぶ者あり)そういうことは國政を預かる總理大臣としては全く言語道斷である。(「何だ、それで終るか」「それが質問か」「答弁の要なし」「答弁無用」と呼ぶ者あり、拍手)

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

○高良とみ君 安全保障を要求する國民感情は、今日の緊迫してゐる現状から私共の共に心痛するところでありま

す。然りと雖も、國民の精神的生命である憲法を改正して僅かの軍備をするといふことは、却つて危険を誘發し、且つ多量軍備の許可もなく、力もないわけでありまして、世界の輿論は日本の再軍備を許すものでは又ないのであります。否、むしろ世界各國の輿論は、新憲法に示した日本の決意に對し深い尊敬の念を以て、軍國主義日本は死し、世界史上独特な性格を持つた一員として、國際社会に今後國期的役割を果すものとして、生れ変わった日本民族を敬迎する日を待望してゐるのを聞

くものであります。日本民族を全滅するものにあらずとのボツダム宣言によりまして、我々は生きることを許されておるのであつて、戰爭權利も義務も共に許されておらない。敗戦國として戦犯の立場にあり、民族として捕囚の境涯に置かれてゐるといふことは、寸時も忘れたらぬ嚴肅な事實であると考へるものであります。幣朝以來、国内の人心の中に甘えた心持、或いは先走つた思想がありまして、私共ボツダム宣言受諾によつて完全に裸になつた日本が、世界平和のために盡そうとする悲願を立てて、世界の良心を呼び起し、みづから武器を捨てたものの強みを持つてゐることを忘れてゐるかの感があることは遺憾であります。ボツダム宣言に署名した國々が、日本の生存を保障し、侵略から守る法的根拠があると私は考へるものであります。が、國民もこれに信頼して、動搖することなく、正しく生きる確信を與えら

るな」と呼ぶ者あり)御免だと國民は考へておるが、(「共産党のだらう」と呼ぶ者あり)そういうことについて述べられない。返答になつていない。

義勇兵とか軍備の再編成といふことについては、具體的にどうだといふことを聞いておるのであります。それがポイントされてしまつて答へられておらん。

日ソ條約の問題について、これは全く極東裁判の記録でさへ吉田君に分つていない。(「泣くな」と呼ぶ者あり)これを曲けてゐる。こんなことで返答になつておりますか。(「何言つてゐるんだ」「寢言言うな」と呼ぶ者あり)一のことを確かめる場合は、何よりも極東裁判の判決文にはつきりしてゐる。それをそつちのけにしてゐる吉田君の答弁であります。私はこれを答弁と思いません。(「それは決まつてゐる、答弁する必要はない」と呼ぶ者あり)そういうことは國政を預かる總理大臣としては全く言語道斷である。(「何だ、それで終るか」「それが質問か」「答弁の要なし」「答弁無用」と呼ぶ者あり、拍手)

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

○高良とみ君 安全保障を要求する國民感情は、今日の緊迫してゐる現状から私共の共に心痛するところでありま

す。然りと雖も、國民の精神的生命である憲法を改正して僅かの軍備をするといふことは、却つて危険を誘發し、且つ多量軍備の許可もなく、力もないわけでありまして、世界の輿論は日本の再軍備を許すものでは又ないのであります。否、むしろ世界各國の輿論は、新憲法に示した日本の決意に對し深い尊敬の念を以て、軍國主義日本は死し、世界史上独特な性格を持つた一員として、國際社会に今後國期的役割を果すものとして、生れ変わった日本民族を敬迎する日を待望してゐるのを聞

くものであります。日本民族を全滅するものにあらずとのボツダム宣言によりまして、我々は生きることを許されておるのであつて、戰爭權利も義務も共に許されておらない。敗戦國として戦犯の立場にあり、民族として捕囚の境涯に置かれてゐるといふことは、寸時も忘れたらぬ嚴肅な事實であると考へるものであります。幣朝以來、国内の人心の中に甘えた心持、或いは先走つた思想がありまして、私共ボツダム宣言受諾によつて完全に裸になつた日本が、世界平和のために盡そうとする悲願を立てて、世界の良心を呼び起し、みづから武器を捨てたものの強みを持つてゐることを忘れてゐるかの感があることは遺憾であります。ボツダム宣言に署名した國々が、日本の生存を保障し、侵略から守る法的根拠があると私は考へるものであります。が、國民もこれに信頼して、動搖することなく、正しく生きる確信を與えら

るな」と呼ぶ者あり)御免だと國民は考へておるが、(「共産党のだらう」と呼ぶ者あり)そういうことについて述べられない。返答になつていない。

義勇兵とか軍備の再編成といふことについては、具體的にどうだといふことを聞いておるのであります。それがポイントされてしまつて答へられておらん。

日ソ條約の問題について、これは全く極東裁判の記録でさへ吉田君に分つていない。(「泣くな」と呼ぶ者あり)これを曲けてゐる。こんなことで返答になつておりますか。(「何言つてゐるんだ」「寢言言うな」と呼ぶ者あり)一のことを確かめる場合は、何よりも極東裁判の判決文にはつきりしてゐる。それをそつちのけにしてゐる吉田君の答弁であります。私はこれを答弁と思いません。(「それは決まつてゐる、答弁する必要はない」と呼ぶ者あり)そういうことは國政を預かる總理大臣としては全く言語道斷である。(「何だ、それで終るか」「それが質問か」「答弁の要なし」「答弁無用」と呼ぶ者あり、拍手)

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

(「高良とみ君発言の許可を求む」)
○副議長(三木治朗君) 高良とみ君。高良とみ君 本議員はこの際、義勇兵問題その他について緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の高良君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 高良君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高良とみ君。

れんことを、当局の発言によつて希望するものであります。

海外ニュースは、然るところ、七月一日東京発として、内閣官房長官談話、「日本人及び朝鮮人義勇兵志願者が前線出動を希望して殺到した。日本政府は今までの立場を変更して、出動を許可すべし。国際連合に協力せねばならぬ」と言つたと発表された。海外でこれを読みました本議員の意外の感に深刻なものがあつた。義勇兵は要請されても断るべきだとの首相の言葉を信ずるものであります。更に国民のために、はつきりした、確信のあるところを伺い、且つ法的根拠を伺いたいのであります。岡崎官房長官その他内閣責任者においても義勇軍許可の発言なかりしものと信じますが、これも一応否定ならば否定、肯定ならば肯定或いは国警予備隊の増員の許可ありし今日は態度がはつきりしたのであるか、その前は確定しなかつたのであるかといふことを聞きたいのであります。島合の衆たる感と興える義勇兵の問題が、少くとも紙上或いは人の口に出るということは誠に遺憾でありまして、日本は自衛権を持ち、又ボツダム宣言によつて今日の緊急の事態にも泰然自若として自己の信念に立つ国家でなければ、世界の輿論が日本の誠意を疑ふところ多大のものがあつたと思ふのであります。

次に日本の国連加盟は不可能と考へるが如何なるものであります。その理由は、国際連合はその憲章の無條件受諾を必要といたします。国連加盟の條件には強制措置に参加する義務があり、又強制措置中には軍事措置、武力制裁があるのであります。武力なき

国にとりましては参加できないことである。憲法を改めてまで勝者の群に入らんとする輿論のごときは、正に自殺であると思ふのであります。(拍手)その理由を以て、スイスは長い努力の結果、国連加入を諦め、永世中立の平和理想への声援のためには、私共の国家と諸和を結び、真に不偏不党、人類の平和への悲願を実現するために独自の立場を持つべきものと信じますが、この点について外相の見解を伺いたいのであります。

次に海外諸国に残留しておる同胞は英・米・仏・伊等の好意によりまして監禁生活から解放され、新しい旅券もなく、他地方への旅行も不便を感じつつ、而も祖国の改革を知ること少く、捨子同様の境地におりながら、日本の新憲法、民法その他の彼らの行動の基礎となるべきものに飢えておるのであります。これらの人達が求めるところ切であります。私共は外交権なき実情においては方法がないと言へるかも知れませんが、これと共に世界各國は更生した日本を認識する希望を持っておりますので、内外人を対象とする宣伝活動をし、外国語で出版しこれを配付する意思なきやを伺いたいののであります。中には敗戦を信じない同胞もあることを思います。ときに、我々の同胞としての責務を感じるのであります。

第四に、国内の平和態勢ができておらないように思ふのであります。講和の促進或いは平和樹立を口にしたしながら、国論、国会の議論が昨年以來一年近く講和問題について堂々めくりの

空転をしておるやに見えるのであります。海外に多大の疑惑を興えております。国民の独立精神と講和への途が二つあるかのごとき感と興えるのは、日本人の自治能力を疑わしめる点があるのであります。事実上即して各政党指導者間に理解を進め協力を促進する必要があると信ずるのであります。今日のごとき、ただ感情に走つて政

党はその真の発達を忘れておる点があることを遺憾に思ふのであります。殊に国内におきまして平和の樹立ということが真に国民の念願するところであるとして、ために暴力行使さへも頻々となつて繰返されておることは、單なる殺人目的ではありませんが、これが社会の人心不安の原因であります。と共に、これらの罪惡に對しまする司法的な取扱がこれを社会騒擾罪、反乱罪として、法を改正して行く意思があるかないかを聞きたいのであります。暴力行使は国民生活に対する重大なる罪惡であること、我々国民は次の世代に伝えるべきものであると信ずるのであります。

第五に、日本の民主化が真剣である証拠を我々は実行によつて示し、又内閣においてもその努力を求めたいのであります。戦後日本国民の民主化の努力に對して、一部の外国人はこれを指して、日本の民主主義の仮面はいつ脱がれるであらうかと、疑惑の感を以て監視なりなきものがあるものであります。果してこの批評をなす人々には全然根拠なしと言ひ得るであらうか。かくのごとく講和促進の障害となるものを残しておることに、我々の反省を要するところが多いのであります。

して、その一つとして国民と政治団体との離反を考へなければならぬのであります。殊に日本の政党政治は徒党或いは私党的傾向が強く、戦前の政略駆引から少しも進歩しておらない。依然たる自己榮華或いは権力闘争であると批評されておることに鑑み、又国民の声もしばしばこれを叫び、政治に對し或いは政界に對して失望の聲が深いことを、私共は講和の障害として心配するものであります。その二として、政府と国会との関係は又真の民主的な三權分立の關係にはないと考へるのであります。政界は常に政府を攻撃のために攻撃し、みずからの主張を世界各國の政治動向から遊離して考え、希望観測を以て政権を得さえすれば災

現可能かのごとくに宣伝し、国民の前に政界の権威を失墜せしめて、政府も政界も国会も共に国民からの信頼を失いつつあることを、私共はこの際このときに憂慮するものであります。私の観察しました英、米、インド、イタリア、スイス等の国会におきましては、雖段もなく政界議員の間においては如何に国の政治をすべきかの議論が盛んであります。政府は執行に高い能力を示すために専念しておる姿であります。国会も改むべきは改むべきであります。明治憲法国會時代からの様式、議院を改造して、又議員と共に議長中心の国会たらしめることがこの際必要であると信ずるものであります。国会と政府との民主的關係を改め得ない理由があるとしたならば、どこにあるかと聞きたいのであります。

次に事実上の講和條約、これを私共のこの時局下に望み得る唯一の希望であります。特に海外致々國にお

きましては、日本の技術者及び文化人を招聘して、願わくば長く滞在し、新興國家の切実な産業文化復興に資したい希望があるのであります。今日までの技術者海外渡航規則の枠ではこれを賄い切れない種類のものがありまして、家族同伴、そして先方の希望による農業及び産業の半永久的移住民であります。如何なる可能性がこの方面の要請に行われておるか。殊に門戸を開いて迎へんとする新興國家、即ちインド及び南米地方の平和移民に對する懇請が、事実上の講和のためにこの際、急を要すると信ずるものであります。吉田総理大臣及び外務大臣の御所見を承られれば仕合せであります。

更に通商大臣に承りたいのは二つの点であります。最近における輸出總額の増加のみでは樂觀を許されないものであります。各輸出業者間の価格引下げ競争が激しいために、又大資本商社におきまして、原価を割つても子会社を維持しようとするためダンピングの傾向が強く、米國その他の輸入商が仕入れた後に他により安い提供者のあることを見出すに至りましては、市場を混乱し、再び日本商品と日本輸出業者に對する信用を失ふものと考えるのであります。これを回復するのは非常に困難な問題でありまして、この価格維持の目的のためにも、むしろ国民に對する信用と名譽を維持し、再び排斥を買わないために、世界各國の小さな國々におきまして輸出業種別産業組合を作つておるのであります。然るに私共の國は如何に敗戦下とは申せ、独占禁止法、事業者団体法に抵触すると稱して、この産業組合の結成を見ないのは、矢に前途に憂ふべきものが

あるのであります。秋の輸出シーズン
を前にいたしまして、至急日本商品信
用維持のための法案を折衝し、又懇話
し、日本が正當なる商品で以て平和国
家として生きる道を打開されたいので
あります。

第二は、第二次大戦の結果、世界
各国の市場と、その規格、価格が変化
し、又購買者の嗜好も、購買の組織も
激変したのであります。ポツダム宣言
にある公正な産業を維持することを許
さるべしとの約束を實現するために、
造船の急務は勿論であります。在
外事務所員等は外務省人事であるとは
言え、敢て進んで日本国民が血の涙を
以て生産しつゝある輸出品に對し、積
極的に展示会を開き、宣伝に努め、商
務的任務を十分に遂行するような予
算と指導とを與えていくか否か伺いた
いのであります。

以上の二つができませんならば、日
本産業の九割を占める中小企業及び輸
出産業の体制は未だ緒に付いておらな
いものと考えるのであります。この
秋の季節の間に至急にこれを行う、個
人個人の会社の競争は日本の講和の障
害になるものと憂慮いたすものであり
ます。御回答を得られれば幸いであり
ます。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいた
します。

義勇兵隊の件につきまして、外国
新聞の通信について私は承知いたして
おりません。そういう事実は、事実に
おいてなかつたろうと想像いたしま
す。が併し取調へてお答えをいたしま
す。

それから國際連合加入の可否につい

てお話がありました。これは御意見
の通り加入については相當の條件があ
り、その條件を直ちに日本としては実
行ができないような條件もありません
から、日本として仮りに許されても、
日本の加入についての條件について
は、相當日本側においても問題があり
ます。又第一、國際連合が日本
の加入を許すか許さないかということ
が第一であります。許す許さぬは國
連の權利であつて、我々が要求したか
らといつて直ちにその要求を容れられ
るといふ筋合ひでないのであります。
から、そこで日本の加入についてどう
いう條件、特別な條件でも置くか、或
いは更に日本については、こういうこ
とをしるというやうな注文が出ます
か、その辺の具体的な交渉は今なされ
ておりませんから、この問題が、加入
の問題が具体化した場合に政府として
は考慮いたしたいと思ひます。

そこで在外同胞の旅券等についての
お話がありました。これは在外事務
所が置かれるに従つて、この不便は相
當緩和することができるとあらうと思
ひます。只今のところはお話の通り遺
憾な点が少くないのであります。こ
れは現在の事情からいたし方ないの
であります。併しながら近くアメリカ以
外の國にも在外事務所が増設せられる
運びになつておりますから、この点の
不便は相當緩和せられるであらうと思
ひます。

又日本に關する報道については、こ
れは従来放送等の手段によつて日本の
事情の説明に努めておりましたが、そ
の範圍が甚だ狭いのであります。これ
を更に拡張する計画が今とられており
ます。幾らかこの放送の範圍の廣くな

ることによつて、放送が日本の事情を
海外に知らせることができなかつた、或
いはされなかつたといふやうな不便が
緩和せられるであらうと思ひますが、
尙この点については政府としても更に
海外或いは海外同胞に日本の現状を知
らしむる方法については研究いたしま
す。

次に、講和態勢が不十分ではない
か、いろいろ議論が今行われてお
つて國論が統一しておられないのではな
いかといふお話であります。これは御
尤もであります。併しながら政府が
特に國論統一の運動に乗り出すことが
いいか悪いのか。これはしばしば私が説
明いたしておりますが、講和問題につ
いて、政府がかかる措置をとつて國論
の統一を図るというやうなことをいた
しますと、その結果が外國に及ぼす反
響がどうであらうか、政府が特に故意
に講和態勢を作つて、そして連合國
に強いるのであるといふやうな悪い変
な誤解を生ずることもあり得ること
であり、過去において、そういう事実も
あつたのであります。日本政府と
しては、そういう政府自身が講和問題
について國民運動を指導するといふよ
うなこと、或いは思想統一についての
運動に乗り出すといふことは、私にお
いては望ましくないといふ現在考えてお
ります。

それから日本の現在の民主政治と言
います。政党政治についていろいろ
御意見がありました。この日本の
民主政治、政党政治を完成いたしま
するのには相當の年月を要するのであ
つて、直ちにその完全なる状態を持
ち来たいといふことは、國民が互に協
力して、政党政治、民主政治の完成に

努力する、協力する以外に方法がない
と思ひます。

又暴力云々のお話がありました。が、
これは法の命ずるところによつて、政
府は飽くまでもその暴力の抑制には努
力いたします。

それから文化人、技術者等の海外渡
航について更に自由にとつて御注文で
あります。これは同感でありま
す。努めてその海外渡航を自由ならしめ
るやうに政府も努めております。最
近は相當緩和されて、相當の数の人が
米國以外の所にも出て参つておりま
す。一応お答えをいたします。(拍手)

〔政府委員(青藤新八君登壇)〕
○政府委員(青藤新八君) 私から高良
議員にお答えをいたします。只今大臣
に對する御質問でありましたので、私
から御答へいたします。これは或いは
御不満かと存じます。けれども、大臣
が万々止むを得ない事情のために欠席
いたしましたので、私から代つて御答
へすることをお許し願ひたいと思ひ
てあります。

只今の御質問は、輸出促進のために
業態別組合の育成或いは価格維持のた
めにどういふ努力をしておるか。第二
問は、在外機關に對して中小農工商物
の展示並びに輸出推進につき如何なる
指示をしておるかといふふうに承わつ
たのであります。

そこで第一問の方であります。が、
御承知の通り昨年来健全財政を樹立
いたしましたために、それに関連いたし
て、國內の金融が非常に窮乏になつて
参つて来ました。同時に又國內の消費
が減退いたしました。一方、生産の方は過
去數年に亘るところの生産増進の精
神から相當上昇して参つた。結局需給

のバランスが相當アンバランスになり
ましたので、その過剩物はどうしても
輸出に振向けなければならぬ。同時
に又輸出の振興が自立經濟のためには
唯一無二の対策であると考えておりま
すので、政府は常に輸出促進に鋭意
努力いたしておるのであります。とこ
ろが御承知のごとく現在の段階におき
ましては、日本商社の海外における支
社、又出張所の設置が許されておら
せん關係上、その貿易の大部分はバイ
ヤーによつて扱われておるのでありま
す。ところがそのバイヤーの數と日本
内地における輸出業者の數は非常な開
きがあります。殊に一人に数人以上
の大きな開きがあります關係上、どう
しても輸出業者がバイヤーの獲得に非
常に競争をする、競争をする結果が値
段が段々騰されて来るということに相
成つて参つておるのであります。そこ
で只今御説のやうな業態別組合を結
成いたしまして、その組合自体が価格
の調整をする、協定をする、或いはそ
の他の対策をするといふことは、確
かに効果的であるといふことは信じられ
るのでありますけれども、お説のごと
く現在におきましては、事業者団体法
を中核といたしまして、一貫した独占
禁止法といふ鉄の扉がありまして、容
易に打開ができない。同時に又經濟民
主化といふ線からも一応問題がありま
して、現在これを如何にするかといふ
ことを研究いたしておるのでありま
す。そこで只今では外國為替法並びに
外國為替管理法、外國貿易管理令、こ
の三つの法律によりまして、輸出品の
価格並びにダンピングといふことを
調査いたしまして、若しそれに該當す
るものがありましたならば戒告を加え

る、或いは又甚だしきものにつきましては輸出の停止をやるというような法的措置を講じておるのでありますけれども、併しながら政府といたしましては、かような消極的対策よりも、一日も早く積極的にかような戒告のごとき措置を講ぜずして価格の維持を図ることが何としても緊急な措置と考えておりますので、今後海外各地からあらゆる情報を得得いたしまして、できるだけ速かに御期待に副うような措置を講じたいと考えております次第であります。

又在外機関の問題でありますが、御承知のごとく昨年在外通商事務所が許されて、現在ニューヨークその他に五ヶ所設置されておるのであります。申上げるまでもなく在外通商事務所は諸外国と日本との貿易促進を図ることが目的とされておるのであります。これがためには日本商品の輸送仲介並びに日本商品の展示、終戦後におけるところの日本商品がどういふ形を持つておるか、成るべく早目に然るべき範囲にこれを認識して貰う、これが日本の貿易振興のためにどうしてやらなければならない対策である。こういう意味から、各在外事務所に対しては、外務省と緊密な連絡をとりまして、常にその決現に奮励をいたしておるのであります。同時に又在外通商事務所からも諸外国の事情を、あらゆる面を調査いたしまして、沢山の情報が入り、又照会が入つておるのであります。このうちには大分お説の農工産物或いは雜貨が含まれております。現在のところアメリカが大部分でありますので、特にその方面に関心をもちまして、国内におけるところの

情報を詳細にその方面の通商事務所に通知いたしまして、同時に又向うの方の情報を確保する而も広い範囲の情報を集めておる。更に又商品陳列所をどうしても早く設置したいという考え方が、現在それを計画いたしておりましたので、すでにニューヨークにその設置の準備を進めておりました。第一回の見本品の発送は済んでおるのであります。近く開設されると存じますが、尙これのみならず今後機会あることに展示会を催しまして、そうして日本商品の紹介をやりたい。幸いにすでにニューヨーク並びにニューヨーク、その他三ヶ所にこの展示会の約束ができておるのであります。只今申上げました陳列所の開設ができましたならば、引続いてこの展示会をやつて行きたい。更に又只今總理から申されましたごとく、幸い近く在外通商事務所が相当数許されるような情勢に恵まれたので、これらの通商事務所を總動員いたしまして目的達成に努力をいたしたい。併しながら中小工業者はどうしても自力でそれをやるだけの能力がありませんので、政府はその欠点を補う、そうして御趣旨に副うようなことに努力して参りたいと存するのであります。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 西院法規委員辭任の件

一、西院法規委員の選舉

一、緊急失業措置に関する決議案

一、日程第二 地方財政委員會委員任命につき事後承認の件

一、日程第三 日本国有鐵道監理委員會委員任命につき事後承認の件

一、日程第四 運輸審議委員會委員任命につき事後承認の件

一、日程第五 日本銀行政策委員會委員の任命に関する件

一、日程第六 阿波丸事件の見舞金に関する法律案

一、日程第七 昭和二十五年における教育委員會の委員の定例選舉の期日の特例等に関する法律案

一、日程第八 商品取引所法案

一、日ソ中立條約及び共產軍侵略の見解に関する緊急質問

一、養勇兵問題その他に関する緊急質問

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君

副議長 三本 治朗君

議員

結城 安次君	山内 良一君
山本 勇造君	山内 卓郎君
山崎 恒君	村上 義一君
宮城タマヨ君	前田 穂君
堀越 儀郎君	藤野 繁雄君
波多野林一君	野田 俊作君
西田 天香君	徳川 宗敬君
伊達源一郎君	竹下 豊次君
高橋 道男君	高田 寛君
高瀬莊太郎君	高木 正夫君
鈴木 直人君	杉山 昌作君
西郷吉之助君	高良 とみ君
小林 政夫君	楠見 義夫君
木下 辰雄君	河井 彌八君

片柳 眞吉君

加賀 操君

岡本 愛祐君

尾山 三郎君

梅原 眞隆君

城 義臣君

木村 守江君

宮本 邦彦君

高橋進太郎君

上原 正吉君

石川 榮一君

九鬼紋十郎君

鈴木 恭一君

植竹 春彦君

小野 義夫君

黒川 武雄君

岩沢 忠恭君

中川 幸平君

橋本萬右衛門君

中山 壽彦君

工藤 鐵男君

小串 清一君

井上なつる君

赤木 正雄君

廣瀬興兵衛君

大野木秀次郎君

長谷山行毅君

古池 信三君

平井 太郎君

山縣 勝見君

山本 米治君

石村 幸作君

星 一君

入交 太蔵君

深川タマエ君

平沼彌太郎君

柴田 政次君

谷口弥三郎君

西山 龜七君

加藤 正人君

奥 むめお君

岡部 常君

小野 哲君

草葉 隆圓君

郡 祐一君

長島 銀藏君

秋山俊一郎君

仁田 竹二君

土屋 俊三君

大谷 盛清君

深水 六郎君

野田 卯一君

中川 以良君

鈴木 安孝君

石坂 豊一君

北村 一男君

一松 政二君

徳川 頼貞君

泉山 三六君

小杉 繁安君

伊藤 保平君

赤澤 與仁君

黒田 英雄君

川村 松助君

杉原 荒太君

愛知 揆一君

加藤 武徳君

白波瀨米吉君

安井 謙君

岡田 信次君

田方 進君

池山宇右衛門君

石原幹市郎君

木内キヤウ君

大島 定吉君

竹中 七郎君

有馬 英二君

山田 佐一君

團 伊能君

櫻内 義雄君

中井 光次君

平岡 市三君

小林 英三君

林屋次郎君

一松 定吉君

中田 吉雄君

青山 正一君

門田 定蔵君

カニエ邦彦君

島 清君

加藤シヅエ君

永井純一郎君

原 虎一君

高田なほ子君

小林 孝平君

松浦 清一君

菊川 孝夫君

深川榮左門君

山田 節男君

成瀬 幡治君

松永 義雄君

大隈 信幸君

岩本 哲夫君

小笠原三三男君

小川 久義君

稻垣平太郎君

大野 幸一君

中村 正雄君

岩間 正男君

千葉 信君

鈴木 清一君

梅津 錦一君

岡村文四郎君

森 八三一君

小林 亦治君

相馬 助治君

三浦 辰雄君

寺尾 豊君

西田 隆男君

重宗 雄三君

左藤 義詮君

佐々木徳蔵君

櫻内 辰郎君

鬼丸 義齊君

村尾 重雄君

金子 洋文君

清澤 俊英君

藤原 道子君

野溝 勝君

若木 勝藏君

三橋八次郎君

齋 武雄君

吉川末次郎君

山花 秀雄君

荒木正三郎君

赤松 常子君

菊田 七平君

三輪 貞治君

田中 一君

小泉 秀吉君

前之園喜一郎君

岩男 仁藏君

藤平 君

境野 清雄君

江田 三郎君

山下 義信君

細川 嘉六君

兼岩 傳一君

木村幹八郎君

堂森 芳夫君

重森 壽治君

東 隆君

佐多 忠隆君

岩崎正三郎君

千田 正君

石川 清君

松浦 定義君	森下 政一君
榑 繁夫君	岡田 宗司君
小松 正雄君	堀木 鎌三君
松原 一彦君	羽仁 五郎君
内村 清次君	小酒井義男君
栗山 良夫君	曾根 益君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
佐々木良作君	木下 源吾君
棚橋 小虎君	和田 博雄君
下條 恭兵君	河崎 ナツ君
上條 愛一君	森崎 隆君
羽生 三七君	平林 太一君

國務大臣

内閣總理大臣	吉田 茂君
外務大臣	山崎 猛君
運輸大臣	

政府委員

内閣官房長官	岡崎 勝男君
外務政務次官	草葉 隆圓君
文部政務次官	水谷 昇君
通商産業政務次官	首藤 新八君
労働政務次官	山村新治郎君

定価 一部 六円五十銭

送料実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇官報課
印刷 庁